

墨田区災害時
医療救護活動マニュアル
(令和4年度版)

令和4年5月

墨 田 区

目次

第1章	災害医療体制の基本事項	1
第1節	災害時医療体制の基本的な考え方	1
1	災害時医療救護活動マニュアルの取扱い	1
2	墨田区の被害想定	1
3	フェーズ区分と主な医療救護活動	3
4	医療救護活動の連携体制	4
5	医療機関の役割分担	4
6	医療救護所	5
7	協定に基づく要請による区内の保健医療活動チーム	5
第2節	墨田区災害医療コーディネーター	6
1	災害医療コーディネーターの概要	6
2	墨田区災害医療コーディネーター	6
第3節	墨田区災害歯科コーディネーター	7
1	墨田区災害歯科コーディネーター	7
第4節	墨田区災害薬事コーディネーター	8
1	災害薬事コーディネーターの概要	8
2	墨田区災害薬事コーディネーター	8
第5節	災対保健衛生部（医療救護活動拠点）	10
1	災対保健衛生部（医療救護活動拠点）の役割等	10
2	災対保健衛生部の構成と業務分担	11
3	情報連絡体制	15
第6節	医療救護所の概要	16
1	医療救護所の種類	16
2	設置時期	17
第7節	医薬品・医療資器材	18
1	災害薬事センター	18
2	調剤と服薬指導	18
第2章	災害時の初動（超急性期：72時間まで）医療救護体制	19
第1節	災害時における初動医療体制	19
第2節	災害発生時の参集体制	20
1	災対保健衛生部職員の参集体制	20
2	コーディネーターの参集体制	20
3	災害医療関係機関の参集体制	20
第3節	緊急医療救護所	21
1	緊急医療救護所の定義	22
2	緊急医療救護所の開設場所	22
3	緊急医療救護所開設の発令	25

第4節 緊急医療救護所の開設	26
1 トリアージポストの開設手順	26
2 軽症処置エリアの開設手順	28
第5節 二次救急病院と医療従事者の動き	29
1 二次救急病院	29
2 災害医療関係機関	30
第6節 緊急医療救護所の運営	31
1 トリアージポストの運営	31
2 トリアージの概要	32
3 軽症処置エリアの運営	33
4 緊急医療救護所における医療救護活動の終了	35
5 医薬品・医療資器材の備蓄と供給	35
第7節 災害時小児周産期リエゾン	36
1 東京都災害時小児周産期リエゾン	36
2 情報連絡体制	37
第3章 急性期（発災後72時間～1週間）以降の医療救護体制	38
第1節 避難所医療救護所での医療救護	38
1 避難所救護所での医療救護	38
2 災害医療関係機関	39
3 避難所（医療救護所）における巡回歯科保健活動	40
第2節 医薬品の供給	41
第4章 関係機関名簿等	42
資料1：診療所等掲示物	47
資料2：トリアージタグ	48
資料3：災害時連絡用紙	49
資料4：地域防災行政無線一覧	50
資料5：IP無線機使用方法	53
資料5：広域災害救急医療情報システム（EMIS）ログイン手順	55
資料8：医薬品等発注書	63
資料9：災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	64
資料10：災害用処方箋	67
資料11：災害用薬袋	68
資料12：緊急医療救護所に備えおく医療資器材等一覧	70
資料13：避難所等歯科口腔保健 標準アセスメント票	74
資料14：墨田区災害医療救護者証	75
資料15：墨田区災害医療コーディネーター設置要綱	76
資料16：墨田区災害歯科コーディネーター設置要綱	78
資料17：墨田区災害薬事コーディネーター設置要綱	80
資料18 東京都の参考資料	82

第1章 災害医療体制の基本事項

第1節 災害時医療体制の基本的な考え方

1 災害時医療救護活動マニュアルの取扱い

本マニュアルは、行政機関や医療従事者を対象に、墨田区地域防災計画で定める災害発生時の具体的な医療救護活動を示すものである。内容は、東京都の「災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）」（平成30年3月）の見直しのほか、訓練等により実践、検証のうえ、必要に応じて更新していく。

2 墨田区の被害想定

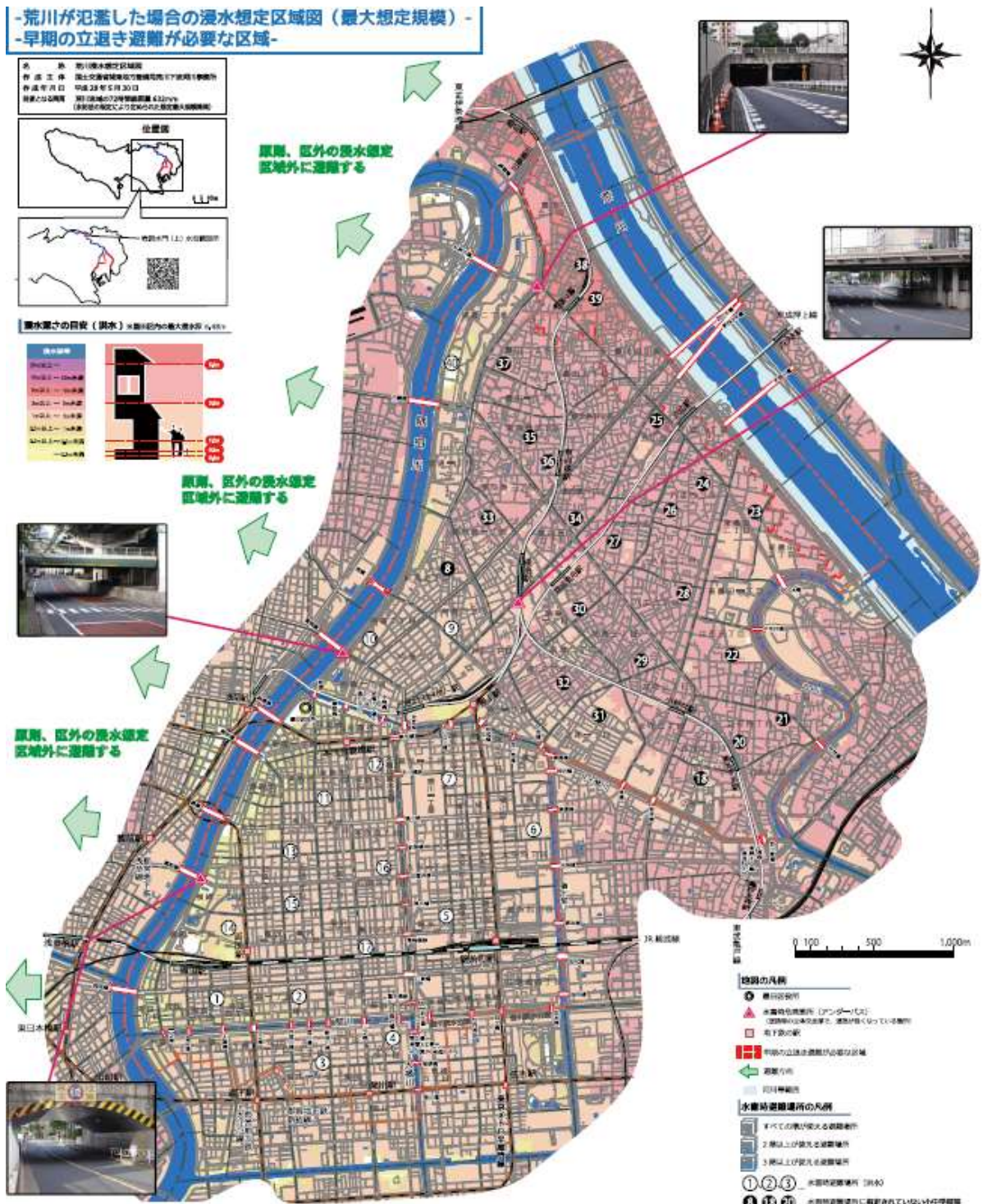
墨田区地域防災計画では、平成24年4月に都が公表した「首都直下型地震等による東京の被害想定」のうち最も大きな被害想定値を前提条件として、対策の強化に努めている。

図表 1【墨田区の被害想定（地震）】

条件	震源域	東京湾北部				
	地震の規模	M7.3（震源の深さ20km～35km）				
	区の震度	震度6強（一部の地域において震度6弱）				
	人口	区		東京都		
		昼間人口	262,514人	夜間人口	247,606人	14,948,404人
	区の建物	木造 34,427棟、非木造 23,443棟				
	時期及び時刻	冬の夕方18時		冬の朝5時		
	風速	8m/秒		8m/秒		
人的被害	原因別	死者	区	東京都	区	東京都
		ゆれ液状化による建物倒壊	665人	9,641人	615人	7,649人
		地震火災	465人	5,378人	598人	6,927人
		その他	200人	4,081人	16人	540人
	負傷者（うち重傷者）	1人	183人	1人	183人	
物的被害	原因別	建物被害（全壊）	7,121人 (1,312人)	147,611人 (21,893人)	7,484人 (1,308人)	138,804人 (18,073人)
		建物被害（全壊）	17,657棟	304,300棟	10,482棟	136,298棟
		ゆれ液状化による建物倒壊	9,902棟	116,224棟	9,902棟	116,224棟
地震火災	7,755棟	188,076棟	580棟	20,074棟		
火災	出火件数	32件	811件	14件	268件	
	焼失棟数（倒壊建物を含まない）	7,755棟	188,076棟	580棟	20,074棟	

図表 2【墨田区水害ハザードマップ】（荒川が氾濫した場合の浸水想定区域）

荒川が氾濫した場合、区内の広範囲及び多くの病院が浸水する。



③ フェーズ区分と主な医療救護活動

東京都では、医療救護体制の活動内容の目安として、発災直後から中長期までを細分化し、6区分としている。各フェーズに想定されている状況と主な医療救護活動は以下のとおりである。

図表 3【フェーズ区分と想定される状況】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期(1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期(3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

図表 4【主な医療救護活動】

区 分	主な活動内容	
	墨田区及び地区医療救護班等の活動	他の医療チーム(※)の活動
0 発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報の収集・集約 ○ 緊急医療救護所の開設・運営 ○ 病院前トリアージの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京DMATの出場 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送
1 超急性期		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都医療救護班等の被災地域への派遣 ○ 他県DMATによる病院支援
2 急性期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所医療救護所の運営 ○ 医薬品の供給 ○ 避難者の定点・巡回診療 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他県医療救護班の受入れ
3 亜急性期		
4 慢性期		
5 中長期		

※ 他の医療チームとは・・・東京都災害時医療救護活動ガイドラインによる分類では、次のとおりとなる。

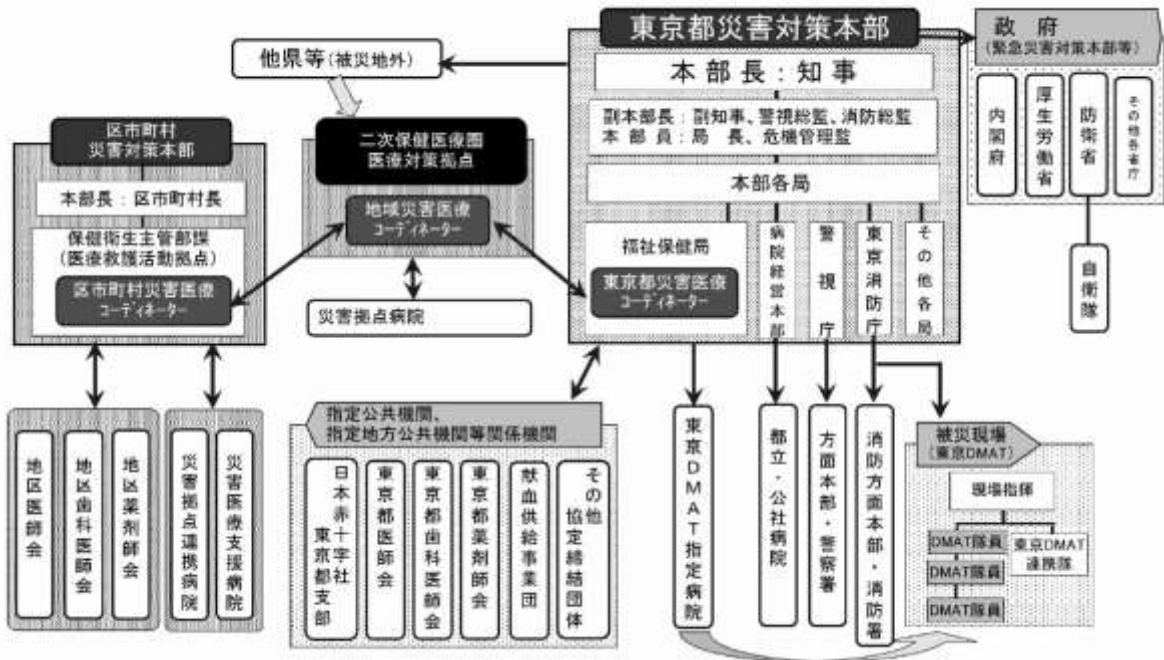
(1) 都内の医療チーム・・・東京DMAT, 東京都医療救護班等

- (2) 協力医療チーム・・・都内DMAT, JMAT (都内の)
- (3) 応援医療チーム・・・他県DMAT, JMAT (全国の), 日本赤十字社救護班

4 医療救護活動の連携体制

東京都地域防災計画に定めている発災直後から急性期までの連携体制は図表5のとおり。

図表 5【発災直後から急性期までの連携体制】



5 医療機関の役割分担

災害時に発生する多くの傷病者に対応するため、すべての医療機関や医療救護所の役割分担を定めている。

すべての病院は「災害拠点病院」、「災害拠点連携病院」、「災害医療支援病院」に分類されており、災害拠点病院や災害拠点連携病院は、主に重症者や中等症など入院が必要な傷病者を受け入れる。また、専門的医療を行う災害医療支援病院や診療所（透析医療機関、産科及び有床診療所）は、原則として医療機関での業務を継続し、その他の災害医療支援病院や診療所、歯科診療所、薬局は、発災直後は区の地域防災計画に基づく医療救護活動が主体になり、発災後1週間以降に平時の業務へ徐々に移行する。

図表 6【災害拠点病院等の分類】

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

6 医療救護所

通常の医療体制では対応できない場合、墨田区地域防災計画に基づき、医療救護所を設置する。医療救護所は、主に緊急医療救護所と避難所救護所に分類される。

図表 7【医療救護所の分類】

種別	内容
緊急医療救護所	区市町村が、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所
避難所医療救護所	区市町村が、避難所に設置する医療救護所

7 協定に基づく要請による区内の保健医療活動チーム

区は、墨田区医師会、向島・本所歯科医師会、墨田区薬剤師会、東京都柔道整復師会墨田支部、東京都訪問看護ステーション協会（以下、「災害医療関係機関」という）に対して、協定に基づき保健医療活動チーム（都のガイドラインでいう、地区医療救護班、地区歯科医療救護班、及び薬剤師班等）の編成・派遣を要請する。保健医療活動チームは、病院や救護所において医療活動を行う。

第2節 墨田区災害医療コーディネーター

1 災害医療コーディネーターの概要

災害時の医療救護活動の統括及び調整を行う災害医療の専門家として、東京都、二次保健医療圏、特別区及び市町村のそれぞれで災害医療コーディネーターを指定している。

図表 8【災害医療コーディネーターの役割】

名 称	説 明
区市町村災害医療コーディネーター	区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するため、都が指定する医師。※区東部は都立墨東病院医師
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために、医学的な助言を行う、都が指定する医師。

2 墨田区災害医療コーディネーター

区では、災害医療に精通した医師3名を、墨田区災害医療コーディネーター（非常勤職員）として委嘱している。

（1）墨田区災害医療コーディネーターの役割

- ① 保健医療活動チームの配分調整
- ② 区が医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化し、医学的助言を行う。
- ③ 平時から、区の医療連携体制に関する医学的助言を行う。
- ④ 医療救護活動拠点における調整会議の医療に関わる中心的な役割を担うほか、地域災害医療コーディネーター等の関係機関との情報連絡体制を構築する。

（2）具体的な職務

- ① 区の医療救護活動方針（計画）の策定に関すること
区内の被害状況、医療救護所の医療ニーズ、医療チーム（図表4）の活動状況などを踏まえ、区の医療救護活動方針（計画）に関して、医学的な助言を行う。
- ② 保健医療活動チームの配分調整に関すること
区内の病院や医療救護所の人的・物的資源に不均衡が生じないように、保健医療活動チームの配分調整について、医学的な助言を行う。
- ③ 傷病者を受け入れる病院の確保に関すること
傷病者を受け入れる病院の確保に向けて、墨田区内の病院、圏域内の災害拠点病院及び二次保健医療圏に設置される医療対策拠点（墨東病院）と調整する。
- ④ 地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること
医療救護活動方針（計画）等について、医療対策拠点の東京都地域災害医療コーディネーターと調整する。また、亜急性期以降は医療対策拠点を閉鎖するため、東京都地域災害医療コーディネーターから、必要に応じて専門的な助言を受ける。

⑤ 墨田区災害歯科・災害薬事コーディネーターとの連絡調整に関すること

歯科医療救護活動について墨田区災害歯科コーディネーターと調整し、医療救護活動における薬事については墨田区災害薬事コーディネーターと調整する。

(3) 墨田区災害医療コーディネーターの参集条件

原則として震度6弱以上の地震が発生した場合、及びその他区長の要請があった場合は、墨田区災対保健衛生部（墨田区役所5階保健計画課）に参集する。

図表 9【墨田区災害医療コーディネーターの活動期間の目安】

フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5
発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
【墨田区災対保健衛生部に参集】			【情報連絡体制に移行】		
<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区の医療救護活動方針（計画）策定への助言 ・保健医療活動チーム等の配分調整 ・傷病者を受け入れる病院の確保 ・地域災害医療コーディネーターとの連絡調整 			<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区災対保健衛生部への定期的な情報共有、助言等。 		

第3節 墨田区災害歯科コーディネーター

1 墨田区災害歯科コーディネーター

災害時の歯科医療救護活動の統括や調整を行う災害歯科医療の専門家である。区では、災害時の歯科医療・口腔衛生に精通した歯科医師4名を、墨田区災害歯科コーディネーター（非常勤職員）として委嘱しており、本区が全国に先駆けて独自に設置したものである。

名 称	説 明
墨田区災害歯科コーディネーター	区内の歯科に関する医療救護活動等を統括・調整し、災害医療コーディネーターを歯科の面でサポートする、区が指定する歯科医師

(1) 墨田区災害歯科コーディネーターの役割

- ① 墨田区災害医療コーディネーターの歯科医療救護活動面でのサポート
- ② 保健医療活動チーム（歯科医師）の編成及び医療救護所・避難所への派遣
- ③ その他保健医療活動チーム（歯科医師）の活動の統括・調整

(2) 具体的な職務

- ① 墨田区災害医療コーディネーターに対する歯科医療分野における助言
- ② 保健医療活動チーム（歯科医師）の編成と各緊急医療救護所への派遣
- ③ 保健医療活動チーム（歯科医師）の活動における歯科医療活動統括者としての判断（例：口腔顎顔面外傷への対応判断等）
- ④ 中等症以上の口腔顎顔面外傷者の収容先医療機関の確保（墨田区災害医療コーディネーターとの協議、調整を含む。）

⑤ 避難所医療救護所における保健医療活動チーム（歯科医師）の巡回歯科保健活動の調整・統括

⑥ 東京都歯科医師会との調整

(3) 墨田区災害歯科コーディネーターの参集条件

原則として震度6弱以上の地震が発生した場合及び、その他区長の要請があった場合に、墨田区災対保健衛生部（墨田区役所5階保健計画課）に参集する。

図表 10【墨田区災害歯科コーディネーターの活動期間の目安】

フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5
発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
					→
【墨田区災対保健衛生部に参集】 ・病院前トリアージに従事する保健医療活動チーム（歯科医師）の編成 ・緊急医療救護所における保健医療活動チーム（歯科医師）の活動の統括		・墨田区の医療救護活動方針（計画）における歯科分野での助言 ・墨田区災害医療コーディネーターのサポート ・医療救護所活動チーム（歯科医師）の配分調整（特に避難所医療救護所における巡回歯科保健活動統括）			

第4節 墨田区災害薬事コーディネーター

1 災害薬事コーディネーターの概要

災害時の医薬品の適切な供給管理など、医療救護活動が円滑に進むよう、薬事の面から災害医療コーディネーターをサポートし、必要な情報収集や保健医療活動チーム（薬剤師）の活動の調整を行う薬事の専門家として、都内の区市町村が指定している。

なお、災害薬事コーディネーターの詳細は、東京都福祉保健局が策定している「災害時における薬剤師班活動マニュアル」に規定されている。

名 称	説 明
墨田区災害薬事コーディネーター	医療救護活動に必要な医薬品の調達、供給等を統括・調整し、災害医療コーディネーターを薬事の面でサポートする、区が指定する薬剤師

2 墨田区災害薬事コーディネーター

区では、災害時の医薬品等の適切な供給管理と、情報収集や保健医療活動チーム（薬剤師）の活動の調整を行う地区薬剤師 3 名を、災害薬事コーディネーター（非常勤職員）として委嘱している。

(1) 墨田区災害薬事コーディネーターの役割

- ① 墨田区災害医療コーディネーターの薬事面でのサポート
- ② 災害時の医薬品等の適切な供給管理を行う「墨田区災害薬事センター（項 20 を参照）」の長としての医薬品の管理に関する調整
- ③ 保健医療活動チーム（薬剤師）の編成や派遣に関する調整業務

④ 薬事関係者との調整業務

図表 11【災害薬事コーディネーターの具体的な職務等】

災害薬事センターを管理する職務	墨田区災害医療コーディネーターを補佐する職務
<ul style="list-style-type: none"> ●災害薬事センター設置体制の確保 設置・運営を担当する地区薬剤師班の指揮 ●災害薬事センターにおける業務についての地区薬剤師班への指示 ●医薬品等の適切な備蓄と供給の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急医療救護所等からの供給要請のとりまとめ ・避難所医療救護所からの医薬品供給要請を取りまとめ、医薬品卸売業者に発注すること ・医療救護所等への医薬品供給と在庫（支援医療チーム等の持参残薬を含む）状況の管理 ●医薬品等の代替供給の提案 ●医療救護所等からの情報収集と分析 	<ul style="list-style-type: none"> ●墨田区災害医療コーディネーター（医療救護活動拠点）との連携 ●行政との連携による、医薬品・医療資器材の早期確保 ●保健医療活動チーム（薬剤師）の編成と医療救護所への派遣 （緊急医療救護所へは震度6弱以上で自動参集） ●医療救護活動拠点（災対保健衛生部）のミーティングへの参加 ●地域内の薬事に関する情報収集と共有 ●都薬剤師班の派遣要請と受け入れ調整

(2) 墨田区災害薬事コーディネーターの参集条件

原則として震度6弱以上の地震が発生した場合、及びその他区長の要請があった場合に、墨田区災対保健衛生部（墨田区役所5階保健計画課）に参集する。

図表 12【墨田区災害薬事コーディネーターの活動期間の目安】

フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5
発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
→					
【墨田区災対保健衛生部に参集】 ・緊急医療救護所における保健医療活動チーム（薬剤師）の活動（医薬品の供給、トリアージ等）を統括		・墨田区災害医療コーディネーターの薬事面でのサポート ・医薬品の管理、供給（薬事センター長としての業務） ・保健医療活動チーム（薬剤師）の配分調整			

第5節 災対保健衛生部（医療救護活動拠点）

1 災対保健衛生部（医療救護活動拠点）の役割等

（1）災対保健衛生部（医療救護活動拠点）の設置及び各コーディネーターの参集

保健衛生担当部長は、災害発生後速やかに墨田区保健所（区役所5階）に災対保健衛生部（医療救護活動拠点）を編成し、災対保健衛生部長の任にあたる。また、墨田区災害医療コーディネーター、墨田区災害歯科コーディネーター、墨田区災害薬事コーディネーターは、災対保健衛生部（医療救護活動拠点）へ参集する。

用語	説明
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点。

（2）災対保健衛生部（医療救護活動拠点）の基本的運営

毎朝・毎夕など定期的にミーティングを実施し、墨田区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護活動方針（計画）の確認や情報交換等を行う。特に各医療救護所の運営に不均衡が生じないように、人的・物的支援の状況、医療救護活動が安全かつ効果的に行われているかなどについて確認する。参集した各コーディネーターは、医療救護活動拠点に長期的に渡って滞在することはせず、日々の業務ごとに出所・退所する。

（3）医療救護活動方針（計画）の策定

災対保健衛生部長は、墨田区災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、区内の医療救護活動方針（計画）を策定し、活動全体を調整する。

（4）医療対策拠点（都立墨東病院）への報告・情報提供

災対保健衛生部長は、医療対策拠点に対し、医療救護活動拠点を設置したことを報告し、医療救護活動方針（計画）を情報提供する。

（5）保健医療活動チームの編成及び派遣に関すること

災対保健衛生部長は、災害医療関係機関に対して、保健医療活動チームの編成・派遣を要請する。

（6）区内全域の情報収集に関すること

電話や地域防災行政無線、EMIS（広域災害救急医療情報システム：頁●資料●参照）、IP 無線機、FAX により病院の被害状況や二次救急病院へ参集してきた保健医療活動チームについて確認するほか、情報収集・伝達手段の確保に努めるとともに、医療対策拠点や関係機関と連携して、医療救護に必要な情報を集約し、共有する。病院において EMIS への入力が困難な場合は、収集した情報を代行入力する。

（7）緊急医療救護所の設置・運営に関すること（詳細は頁●以降を参照）

災対保健衛生部長は、収集した被害状況をもとに、墨田区災害医療コーディネーターと協議のうえ、緊急医療救護所の開設を決定する。

また、二次救急病院院長に対して、緊急医療救護所の指揮者を務めるべき医師の指定を依頼するとともに、緊急医療救護所開設班の職員を派遣し、その開設準備を行わせたうえ、開設後の運営業務に従事させる。

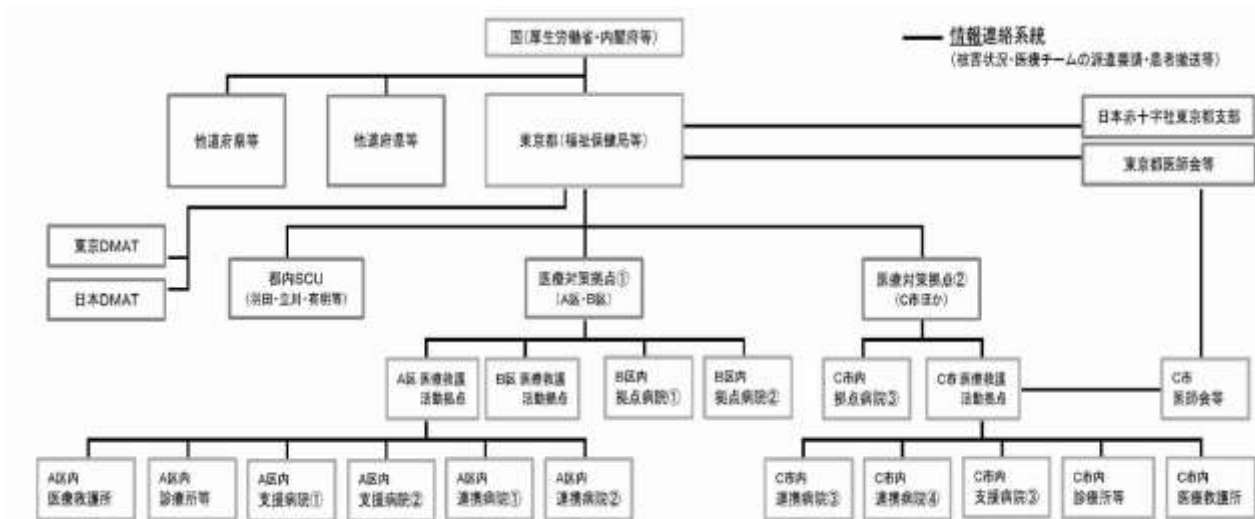
(8) 医療チーム（頁2参照）の派遣を要請すること

災対保健衛生部長は、病院（災害拠点病院を除く）や医療救護所などで活動する（区の）保健医療活動チームが不足している（又は不足が見込まれる）ときなど必要に応じ、医療対策拠点（墨東病院）に対して、医療チームの派遣を要請する。

(9) 傷病者を受け入れる病院の確保に関すること

災対保健衛生部長は、災害拠点病院を除く区内の病院、診療所から傷病者の受け入れ要請があったとき、受け入れ可能な病院を確保する。（ただし、確保を要請できる範囲は区市町村内の病院、圏域内の災害拠点病院、医療対策拠点（墨東病院）に限られる。）

図表 13【情報連絡系統の対象範囲（都ガイドラインより）】



(10) 医薬品・医療資器材の確保に関すること

災対保健衛生部長は、墨田区薬剤師会と連携して墨田区災害薬事センター（頁 20 参照）を設置し、備蓄医薬品の活用や卸売販売業者から医薬品の調達を行う。

2 災対保健衛生部の構成と業務分担

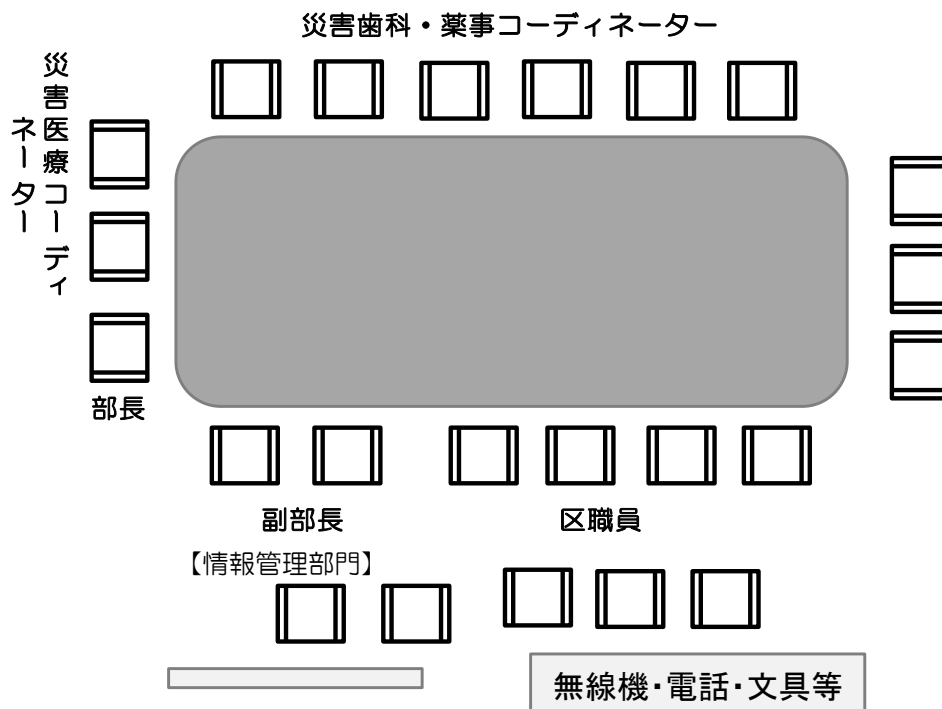
災害発生時、災対保健衛生部は緊急医療救護所の開設以外にも、区対策本部との連絡調整、受援調整、環境衛生、食品衛生、感染症対策、精神保健対策、要配慮者や避難所・避難者等への保健活動等の業務を実施する。

災対保健衛生部の組織図及び各担当・班の業務内容は以下のとおりである。

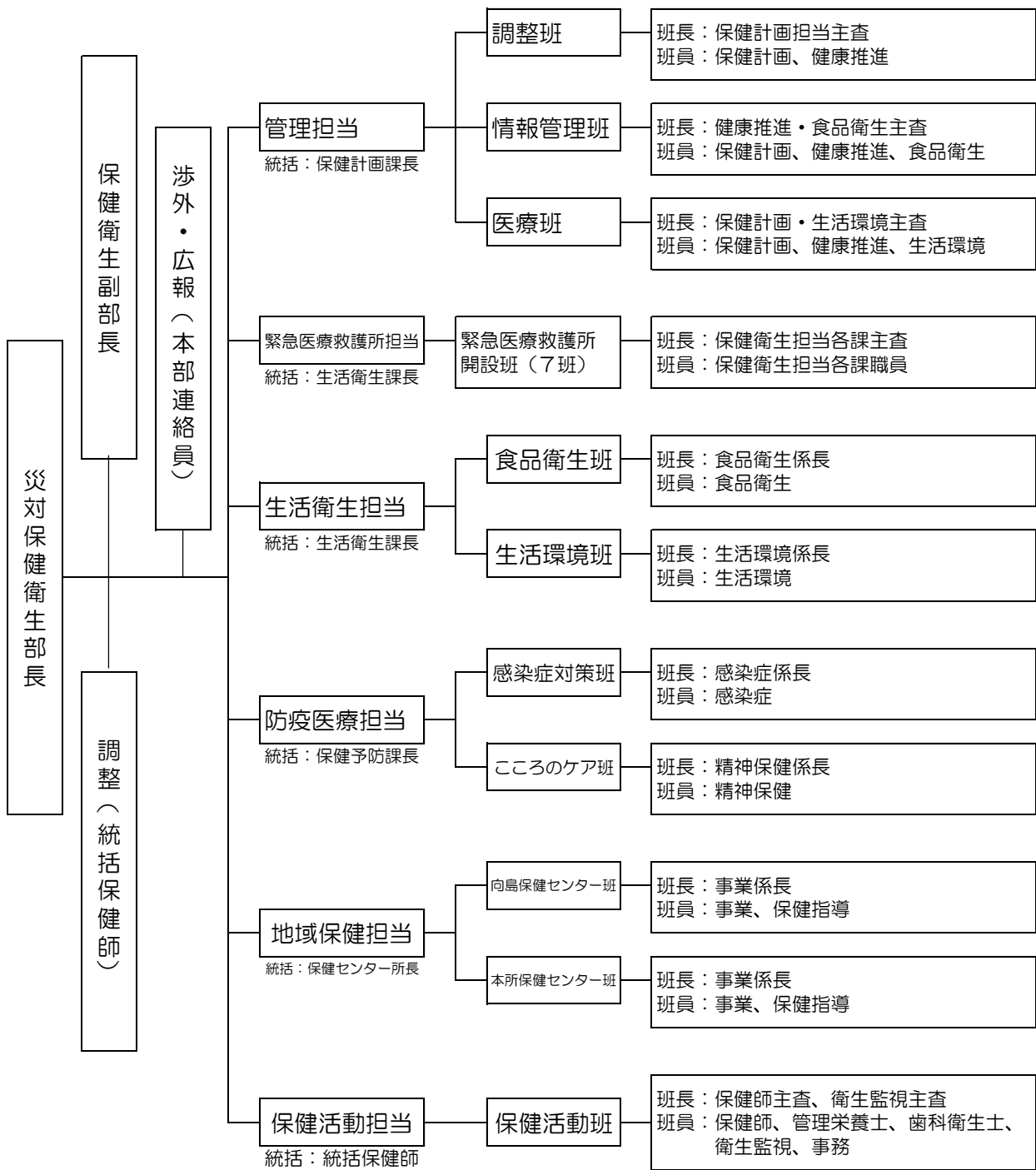
図表 14【災対保健衛生部（本部）組織図】

指揮・統括	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動拠点の統括 ・調整案件の判断 ・権限移譲 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生担当部長 ・災害医療、歯科、薬事コーディネーター
広報	区民への情報提供、リスクコミュニケーション	保健計画課長
管理担当（医療救護活動拠点）		
調整班	本部、各関係機関との連絡調整、医療救護活動方針（計画）、受援調整、人員調整等	職員
情報管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急医療救護所、区内医療機関等との通信、情報収集 ・EMIS管理、収集した情報の整理、分析、共有 	職員
医療班	医療提供、負傷者の移送、医薬品の分配調整	職員

図表 15【災対保健衛生部（本部）レイアウト】



図表 16 【災対保健衛生部組織図】



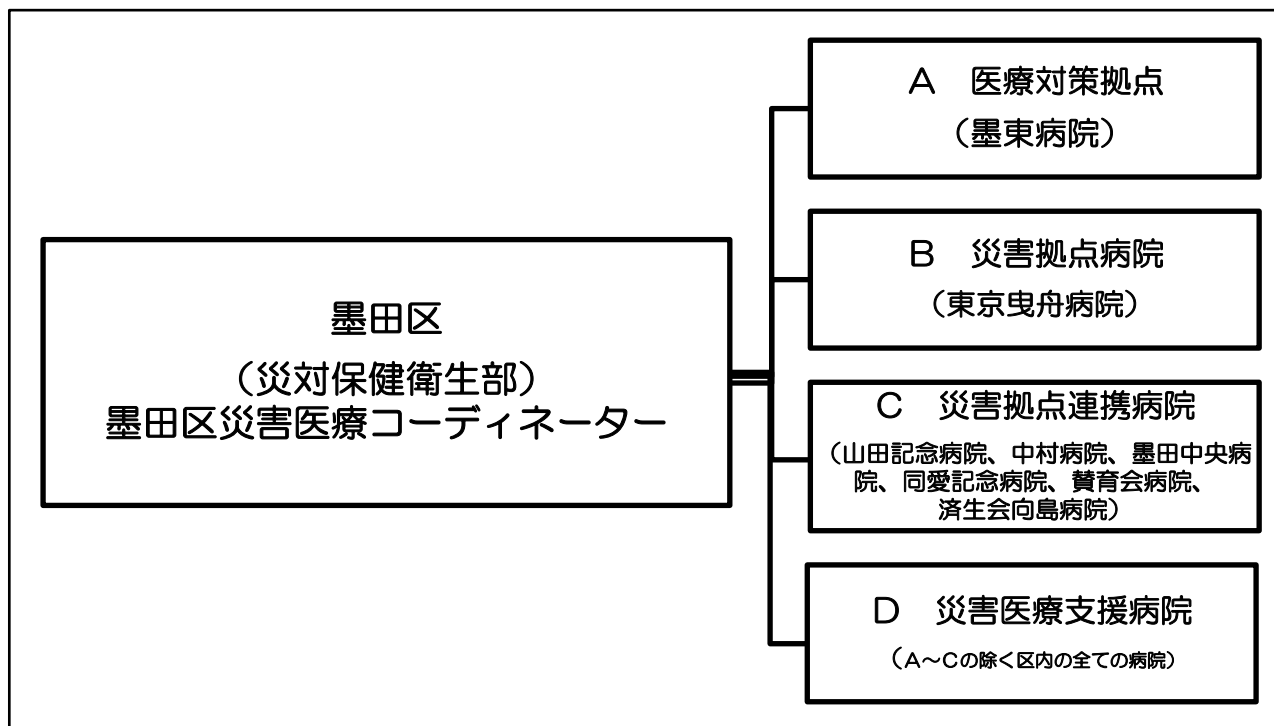
図表 17【災対保健衛生部各隊の業務内容】

隊名	業務内容
<p>管理担当 (調整班、情報管理班、 医療班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護活動拠点の設置・運営に関する事 ○都および関係団体との連携調整に関する事 ○人員調整等に関する事 ○保健衛生に係る計画及び広報に関する事 ○医療・貿易用資器材の調達・備蓄に関する事 ○災害薬事センターの設置、運営 ○災害時要配慮者等の食支援の管理に関する事 ○受援調整に関する事 ○医療救護活動に係る情報管理・分析に関する事 ○医療提供に係る調整、連携に関する事
<p>緊急医療救護所担当 (緊急医療救護所開設班) 7班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急医療救護所の設置・運営に関する事
<p>生活衛生担当 (食品衛生班、生活環境 班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットの同行避難に関する事 ○巡回保健活動に関する事 ○ねずみ族・昆虫等の防除に関する事 ○動物の保護・管理に関する事 ○飲料水等の衛生指導及び毒劇物等の管理に関する事 ○食品衛生の指導に関する事
<p>防疫医療担当 (防疫医療班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫用資器材の調達及び備蓄に関する事 ○感染症対策に関する事 ○メンタルケアに関する事
<p>地域保健担当 (向島保健センター班、 本所保健センター班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保健センターの安全確保・避難誘導に関する事 ○相談体制の整備に関する事 ○災害時避難行動要支援者の支援に関する事
<p>保健活動担当 (保健活動班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回保健活動に関する事 ○災害時要配慮者（乳幼児・高齢者等）の救護に関する事 ○避難所等での健康相談、メンタルヘルス、衛生管理に関する事 ○災害時避難行動要支援者の支援に関する事

③ 情報連絡体制

災対保健衛生部は、災害関係医療機関との情報連絡体制を確立するとともに、墨田区災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、区内の医療救護活動を統括・調整する。

図表 18【墨田区と災害関係医療機関との情報連絡・要請系統】



(1) 情報連絡・要請事項 (区⇒A～Dに対して)

災対保健衛生部からA～Dの各医療機関に対する情報連絡、要請事項は次のとおり。

図表 19 【災対保健衛生部から各医療機関への情報の流れ】

区から	区からの情報連絡・要請事項			
災対保健衛生部	<ul style="list-style-type: none"> 区災対保健衛生部（医療救護活動拠点）を設置したことを報告する。 医療救護所の設置・運営状況を報告する。 区内の被害状況について情報提供する。 医療救護活動方針（計画）について情報提供する。 医療チーム（都医療救護班等）の派遣を要請する。 傷病者を受け入れる病院の確保を要請する。 			A
	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の報告を求める。 傷病者の受入を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護所の設置運営について調整する。 	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; width: 50%; height: 50%; border: none;"></div> </div>	B
			<ul style="list-style-type: none"> 傷病者を受け入れる病院を提示する。 	C
			<ul style="list-style-type: none"> 医療チーム（都医療救護班等）の派遣を決定する。 	D

(2) 情報連絡・要請事項 (A~D⇒区に対して)

A~Dの各医療機関から災対保健衛生部に対する情報連絡、要請事項は次のとおりである。

図表 20 【各医療機関から災対保健衛生部への情報の流れ】

	各医療機関から区への情報連絡系統			区に対して
A	<ul style="list-style-type: none"> 医療対策拠点を設置したことを報告する。 (必要に応じて) 病院の被害状況の確認(現地調査を含む)を要請する。 圏域内の医療救護活動方針(計画)について情報提供する。 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を決定する。 傷病者を受け入れる病院を提示する。 			区災対保健衛生部
B	<ul style="list-style-type: none"> 自院の被害状況を報告する(EMIS入力、電話、無線通信、FAXによる)。 区からの傷病者の受入要請に対して可否を回答する。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急医療救護所の設置運営について調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者を受け入れる病院の確保を要請する。 医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請する。 	
C				
D				

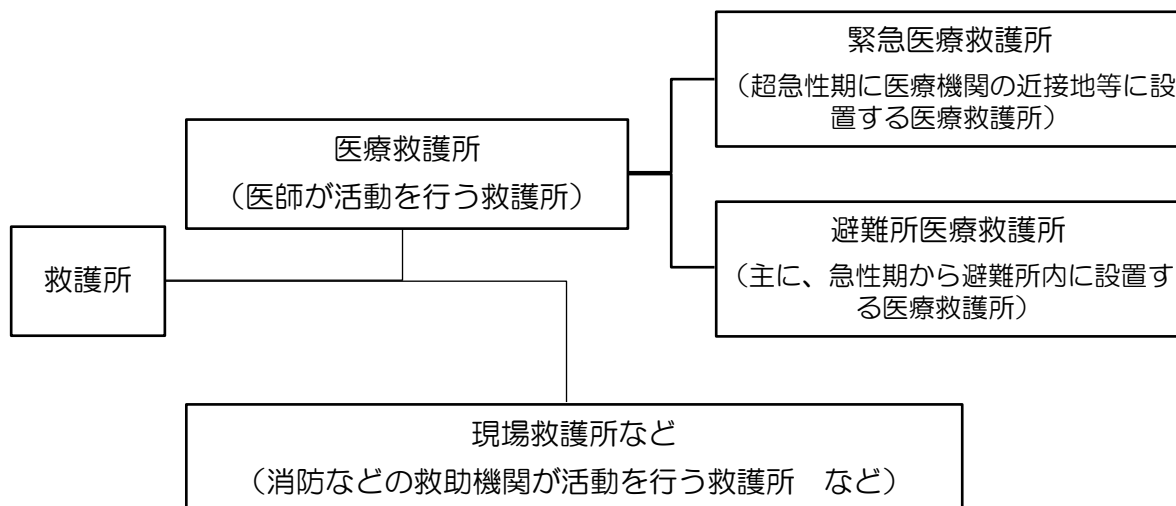
第6節 医療救護所の概要

救護所には、医師が医療救護活動を行う医療救護所や東京消防庁などの救助機関が活動を行う現場救護所がある。区は、墨田区総合防災計画に基づいて医療救護所を設置・運営する。

1 医療救護所の種類

医療救護所は主に緊急医療救護所(超急性期まで)と避難所医療救護所(急性期以降)に分類される。

図表 21 【主な救護所の種類】



図表 22【緊急医療救護所と避難所医療救護所の比較】

	医療救護所	
種別	緊急医療救護所	避難所医療救護所
内容	区が、発災後速やかに災害拠点病院などの近接地等に設置するトリアージポスト及び軽症処置エリア	区が、おおむね急性期以降に、避難所に設置する医療救護所
目的	病院前トリアージの実施により、中等症者等に対する二次救急病院の診療機能を確保 重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供	避難所における医療機能の提供
場所	災害拠点病院等の近接地等	500人以上の避難所、二次避難所（福祉避難所）
機能	【おおむね超急性期まで】 ・トリアージ ・軽症者に対する治療	【おおむね急性期以降】 ・傷病者に対する治療 ・避難者に対する健康相談、巡回診療等
期間	原則として超急性期まで開設 （近接病院等の状況から閉鎖を判断）	原則として、急性期から慢性期まで開設 （地域の医療機能、避難所の状況から閉鎖を判断）

2 設置時期

医療救護所の設置時期は次のとおり。

図表 23【医療救護所の設営時期】

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5
	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
想定される医療ニーズ	外傷治療・救急救命		慢性疾患治療・被災者の健康管理			
緊急医療救護所	速やかに設置	トリアージ	応急措置			
避難所医療救護所			慢性疾患治療・被災者の健康管理（巡回診療を含む）			

第7節 医薬品・医療資器材

1 災害薬事センター

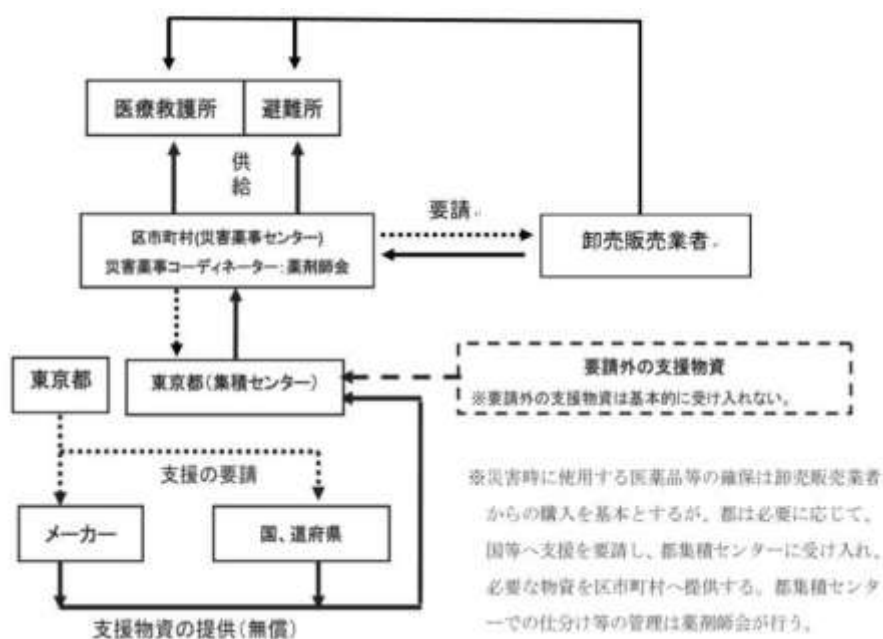
災害薬事センターは、区市町村が災害発生後速やかに設置する薬事に関する拠点で、区は、墨田区薬剤師会と連携して、以下の場所に設置する。

災害薬事センターは、医療救護所、避難所への医薬品等の供給拠点であるとともに、医療チームに医薬品に関する情報や薬剤師の活動状況等の情報を提供する情報拠点としての役割も担う。災害薬事センターについての詳細は、東京都福祉保健局が策定している「災害時における薬剤師班活動マニュアル」に規定されている。

【災害薬事センター設置場所】

施設名	所在地
墨田区医薬品・情報管理センター	墨田区向島1-27-5 坂口第三ビル3階

図表 24 【医薬品供給の流れ（地域防災計画 P212）】



2 調剤と服薬指導

災害薬事センターにおいて従事する地区薬剤師班は、医療救護所の医師が発行した「災害用処方箋」(頁●頁資料●)により、調剤を行う。なお、医療機関が発行した通常の院外処方箋は、原則として地区薬剤師班でなく薬局が対応する。

また、調剤済みとなった「災害用処方箋」には、調剤日及び薬剤師名、所属薬剤師会を記入し、調剤日別に保管する。処方薬の交付には災害用薬袋(頁●、●資料●)を使用し、患者や代理人への十分な服薬指導を行う。

第2章 災害時の初動（超急性期：72時間まで）医療救護体制

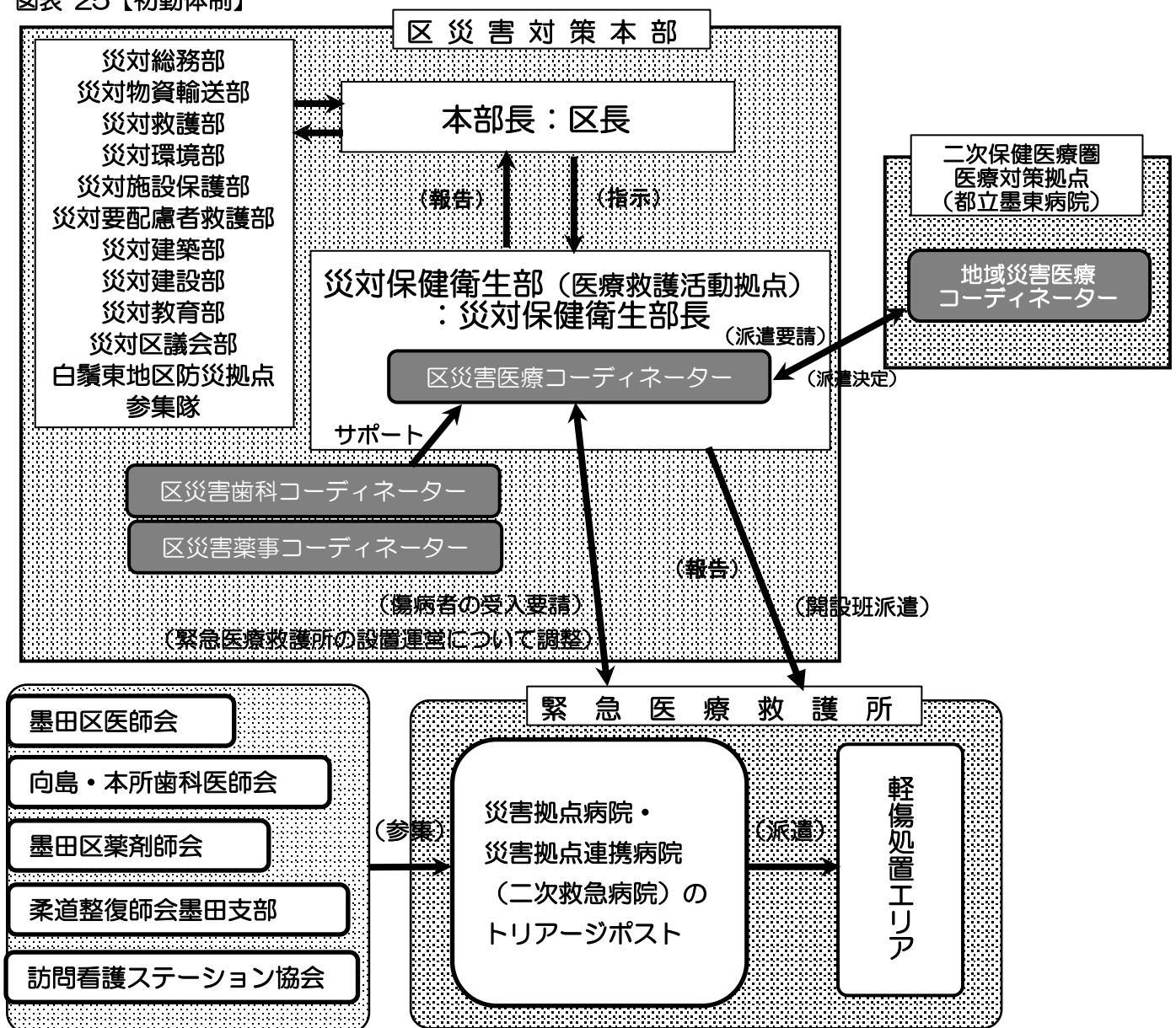
第1節 災害時における初動医療体制

災害時における医療救護活動は、区民の生命と身体を守るための最重要事項である。

区は、災害医療関係機関及び区内の各種病院等と密接な連携をとりながら、被災者の救護に万全を期すため、初動医療体制を確立するとともに、情報の収集伝達等を実施する。

災害時における初動医療体制の流れは、次のとおりである。災害医療関係機関の会員は、事前の割り当てに従い、災害拠点病院等（墨田区では7か所の二次救急病院）に参集する。参集後は病院長等の指示により、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、訪問看護師は病院に近接するトリアージポスト、もしくは軽症処置エリアに移動して医療救護活動に従事する。

図表 25【初動体制】



第2節 災害発生時の参集体制

1 災対保健衛生部職員の参集体制

区内に震度5強以上の地震が発生した場合には、墨田区職員災害対策マニュアルで規定されているとおり、災対保健衛生部職員は以下のような配備体制をとる。その他の災害が発生した場合は、災対保健衛生部長の指示により配備態勢をとる。

災対保健衛生部の臨時非常配備職員は、夜間・休日に震度5強以上の地震が発生した場合、緊急医療救護所開設班として区内7か所の二次救急病院に各4名が自動参集し、向島・本所保健センター班として各3名が保健センターに参集する。それ以外の職員は、災害対策本部準備隊として、本部となる区役所に参集することとなる。

図表 26 【区職員の参集体制】

状況	勤務時間中の配備体制	夜間・休日の配備体制
区内に震度5強以上の地震発生	第3非常配備（※1）	臨時非常配備（※2） （第3非常配備に移行）

※1 第3非常配備：全職員が参集

※2 臨時非常配備：一般職員（墨田区及び隣接区に居住する者）、管理職員（墨田区及び隣接区並びに北区、豊島区、文京区、新宿区、千代田区、港区に居住する者）が参集

図表 27 【各緊急医療救護所開設班の体制】

緊急医療救護所開設班	4名	事務長（軽傷処置エリア通信含む）
		記録班
		通信班（トリアージポスト）
		事務管理班

※緊急医療救護所開設班は、トリアージポスト及び軽傷処置エリアの開設後、保健医療活動チームとともに医療救護活動を開始する。

2 コーディネーターの参集体制

墨田区災害医療コーディネーター、墨田区災害歯科コーディネーター、墨田区災害薬事コーディネーターについては、原則として震度6弱以上の地震が発生した場合及び、その他区長の要請があった場合に、墨田区災対保健衛生部（墨田区役所5階保健計画課）に参集する。

3 災害医療関係機関の参集体制

災害医療関係機関の会員については、震度6弱以上の地震が発生した場合、予め割り当てられている二次救急病院へ自動参集となる。

<参集名簿の作成>

各会の割当について、年1回（毎年1月頃）保健計画課で集約し、保健計画課及び各二次救急病院で保管する。

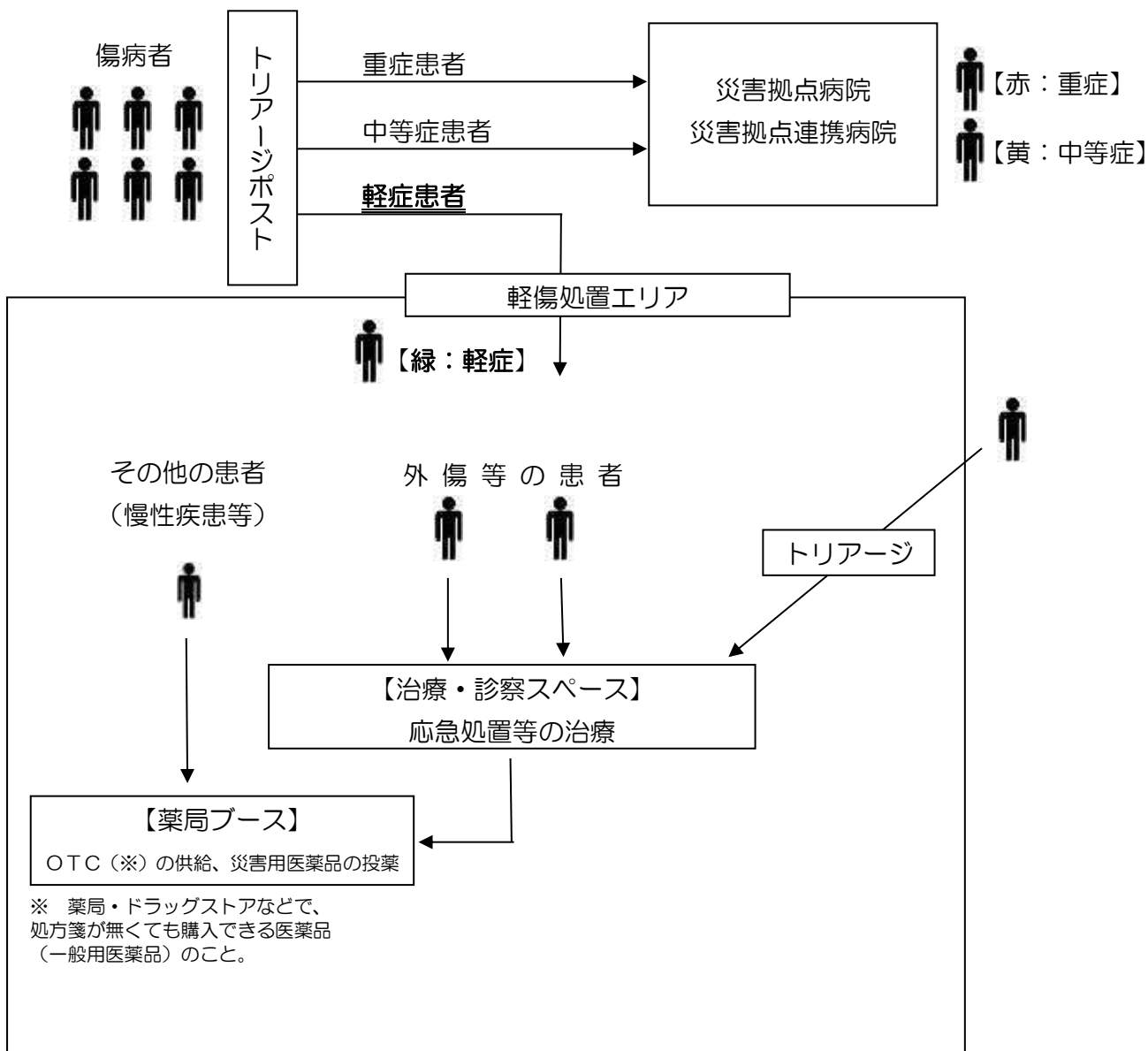
第3節 緊急医療救護所

大規模災害発生時には、災害拠点病院等に傷病者が殺到することが予想されるが、発災直後から超急性期（6～72時間）においては、重症者等の治療・収容を優先する必要がある。そのため、病院機能を確保することを目的として、区が病院敷地内または門前に「トリアージポスト」を設置し、優先して治療をする必要がある重症者等の患者を治療・収容する。

一方、比較的傷病の緊急度や重症度が軽い、多数の軽症者の手当を行うため、区は災害拠点病院等の近接地等に「軽傷処置エリア」を設置し、保健医療活動チームとともに軽症者の治療を行う。

緊急医療救護所は、基本的に発災から72時間までの設置するものとし、以降は避難所に設置される避難所医療救護所へ役割を引き継ぐ。

図表 28 【医療救護活動の流れ・全体イメージ】



1 緊急医療救護所の定義

緊急医療救護所は、発災直後から超急性期において区が設置するもので、傷病者のトリアージを行う「トリアージポスト」と軽症者の処置を行う「軽傷処置エリア」の2つのエリアで構成される。

(1) トリアージポスト

災害拠点病院等の敷地内もしくは病院前に設置する。患者を傷病の緊急度や重症度に応じて分類し、優先して治療をする必要がある重症者等の患者を病院内に搬送する。

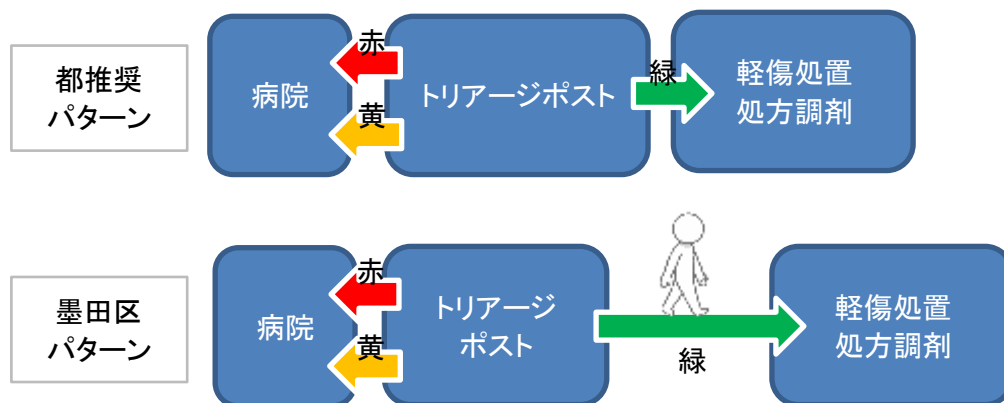
(2) 軽傷処置エリア

区が災害拠点病院等の敷地内もしくは近接地等に設置し、軽症者の応急処置や医薬品の供給を行う。

2 緊急医療救護所の開設場所

緊急医療救護所は、区内7か所の二次救急病院に開設する。本来、トリアージポストと軽傷処置エリアについては、病院の敷地内か門前に開設することが望ましいが、墨田区内の多くの二次救急病院においては、病院敷地のスペースの関係上、敷地内及び門前の設置は困難である。そのため、トリアージポストは、原則として、病院の敷地内もしくは門前に開設するが、医療救護所については、敷地内の開設が困難な場合は近接地の公共施設等に開設する。

図表 29 【墨田区の緊急医療救護所の特徴】



図表 30【緊急医療救護所の設置場所一覧（地図）】

番号	トリアージポスト 開設予定病院	軽傷処置エリア 開設予定施設
1	東京曳舟病院	東武線高架下 ※曳舟文化センター
2	同愛記念病院	病院敷地内駐車場
3	墨田中央病院	デイケア墨花（墨田中央 病院外来棟）
4	東京都済生会向島病院	都立日本橋高校
5	中村病院	
6	賛育会病院	柳島小学校
7	山田記念病院	外手小学校

※ 1 2 は、「拠点となる緊急医療救護所」となるため、発災時は優先的に開設予定



図表 31【災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院】

	所在	電話番号	備考
1 災害拠点病院			
東京曳舟病院（二次救急病院）	東向島2-27-1	5655-1120	
2 災害拠点連携病院			
同愛記念病院（二次救急病院）	横網 2-1-11	3625-6381	
墨田中央病院（二次救急病院）	京島 3-67-1	3617-1414	
東京都済生会向島病院（二次救急病院）	八広 1-5-10	3610-3651	
中村病院（二次救急病院）	八広 2-1-1	3612-7131	
賛育会病院（二次救急病院）	太平 3-20-2	3622-9191	
山田記念病院（二次救急病院）	石原 2-20-1	3624-1151	
4 災害医療支援病院（2）：トリアージポストを設置する予定のない病院 ※「1～3の病院以外は全て」災害医療支援病院に区分される。			
中林病院	東向島 3-29-9	3614-4641	
梶原病院	墨田 3-31-12	3614-2255	
東京都リハビリテーション病院	堤通 2-14-1	3616-8600	
湘南メディカル記念病院	両国 2-21-1	3634-6111	

図表 32【各軽傷処置エリアの概要】

軽傷処置エリア	所在地		備考（利用可能場所等）	トリアージポスト
	緯度（※）	経度		
東武線高架下	東向島 2-27			東京曳舟病院
	35,71,8	139,81,6		
曳舟文化センター（楽屋）	京島 1-38-11		東武高架下で活動が困難な場合に使用	
	35,43,6	139,49,8		
同愛記念病院	横網 2-1-11		駐車場	同愛記念病院
墨田中央病院	京島 3-67-1		デイケア墨花	墨田中央病院
都立日本橋高校	八広 1-28-21		1階会議室	中村病院 ・ 済生会向島病院
	35,71,98	139,824		
柳島小学校	横川 5-2-30		応接室、相談室等	賛育会病院
	35,42,13	139,49,3		
外手小学校	本所 2-1-16		保健室等	山田記念病院
	35,42,9	139,48,2		

※ 緯度・経度については、EMIS（頁51、資料5参照）を活用する際、必要な情報になる。

③ 緊急医療救護所開設の発令

（1）勤務時間中の発令

墨田区職員災害対策マニュアルの規定に基づき、災対保健衛生部（医療救護活動拠点）が編成される。災対保健衛生部長は墨田区災害医療コーディネーターと協議のうえ、トリアージポスト及び医療救護所の開設が必要と判断される場合は、緊急医療救護所開設班の職員に対して開設準備を命じ、災害時の医療救護活動を開始する。

ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合は、トリアージポストはすべて開設するものとし、災対保健衛生部長は開設班の職員を派遣する。

（2）夜間・休日の発令

平日夜間や休日に、区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、災対保健衛生部の編成に遅れが生じる事態に備え、トリアージポスト開設命令は自動発令されることとし、緊急医療救護所開設班は、予め指定されている二次救急病院に参集し、トリアージポストを開設する。軽傷処置エリアの開設は（3）のとおりとする。

（3）拠点となる緊急医療救護所

平日夜間や休日に、区内で震度6弱以上の地震発生が発生した場合の軽傷処置エリアについては、7か所全て同じタイミングでの開設は困難であることから、予め拠点となる緊急医療救護所を指定する。拠点となる緊急医療救護所は、軽傷処置エリアについても自動発令とする。

なお、拠点となる緊急医療救護所は、北部は東京曳舟病院、南部は同愛記念病院とする。
 拠点を除く 5 か所の軽傷処置エリアについては、災対保健衛生部長の発令による。

図表 33【トリアージポスト及び拠点となる緊急医療救護所開設の発令体制】

区内における震度	勤務時間中の地震発生	夜間・休日の地震発生
震度5強以下	災対保健衛生部長による発令があった場合	災対保健衛生部の編成後、災対保健衛生部長の発令があった場合
震度6弱以上	災対保健衛生部長による発令	自動発令

図表 34【拠点となる緊急医療救護所】

地区	トリアージポスト	軽傷処置エリア
北部	東京曳舟病院	東武線高架下
南部	同愛記念病院	同愛記念病院駐車場

第4節 緊急医療救護所の開設

1 トリアージポストの開設手順

病院前でのトリアージは、各病院が作成するBCP（事業継続計画）や病院長の判断に基づき、トリアージポスト設置前に開始することがある。その際には、区が用意したトリアージポスト設置用資材を活用してトリアージスペースを確保し、病院スタッフによる一次トリアージを開始する。その後、以下の手順でトリアージポストが開設される際には、保健医療活動チーム及び区職員に引継ぎ、病院スタッフは院内活動に従事する。

（1）情報収集

災対保健衛生部において、トリアージポスト設置予定病院の被災状況や災害医療関係機関の会員及び区職員の参集状況等について、情報を収集する。

（2）開設命令

区災害医療コーディネーターと協議のうえ、災対保健衛生部長は参集した職員で構成する緊急医療救護所開設班に対し、開設準備を命ずる。

（3）保健医療活動チーム等の編成及び派遣

災対保健衛生部長は自動参集の場合を除き、災害医療関係機関に対して、保健医療活動チームの編成及び二次救急病院への派遣を要請する。

（4）トリアージポストの設営

緊急医療救護所開設班は、トリアージタッグ等の必要な医療資器材について、各病院の保管場所（図●）からトリアージポスト設置予定場所まで運び、トリアージスペースを確保する。

（5）緊急医療救護所指揮者の指定

緊急医療救護所指揮者は、二次救急病院に参集した保健医療活動チームの医師の中から、二

次救急病院院長等が指定する。指定は、災対保健衛生部長及び墨田区災害医療コーディネーターの意見を聴いて行う。

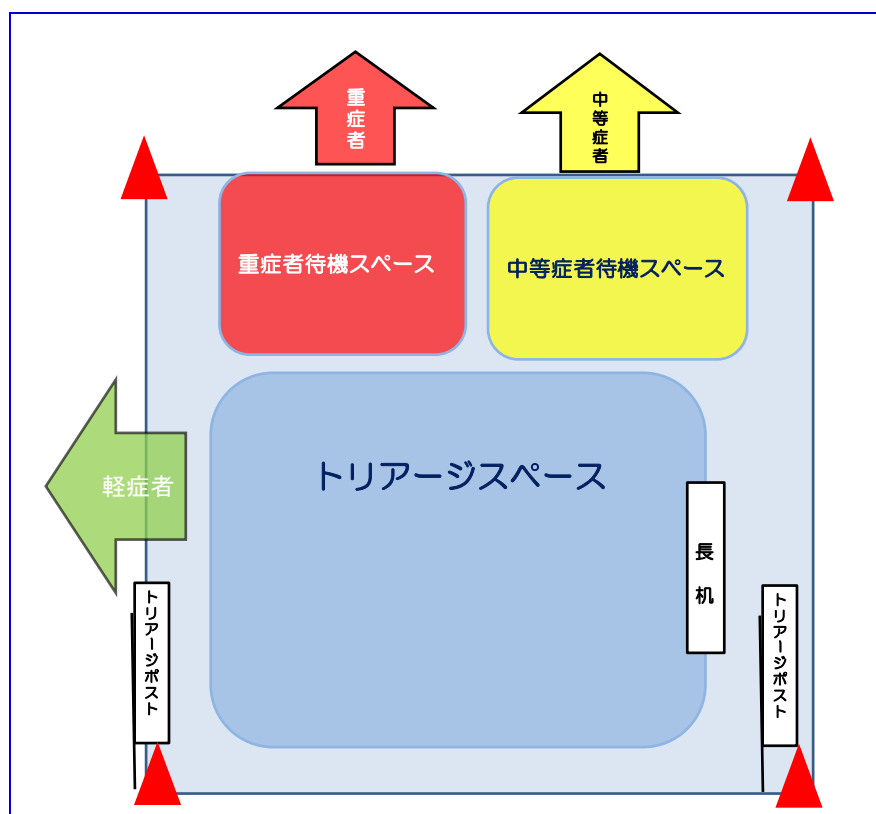
(6) トリアージポスト統括と軽症処置エリア従事者の振り分け

緊急医療救護所指揮者は、保健医療活動チームの医師から1名トリアージポスト統括を指名する。

(7) 傷病者の受入開始（看板の掲示）

災対保健衛生部長からの指示を受け、指揮者は傷病者受入れを開始する。緊急医療救護所開設班は、トリアージポストの看板等を入口に掲示する。

図表 35【トリアージポストの標準的なレイアウト】



図表 36【各医療機関の資器材保管場所】

病院名	保管場所①	保管場所②
東京曳舟病院	東武高架下防災倉庫	
同愛記念病院	管理棟1階	
墨田中央病院	外来棟3階	第四吾嬬小学校防災倉庫
済生会向島病院	区役所1階ドライエリア	
中村病院	区役所1階ドライエリア	
賛育会病院	区役所1階ドライエリア	
山田記念病院	病院敷地内防災倉庫	

2 軽症処置エリアの開設手順

(1) 情報収集

トリアージポストにおける傷病者の受入状況や保健医療活動チーム及び区職員の参集状況について、情報を収集する。

(2) 開設命令

区災害医療コーディネーターと協議のうえ、災対保健衛生部長が、トリアージポストに参集している緊急医療救護所開設班に対し、開設準備を命ずる。

(3) 軽症処置エリアへの物資搬送

緊急医療救護所開設班は、必要な医療資器材を保管場所から軽症処置エリア設置場所まで搬送する。災対保健衛生部長は、災害薬事センターから災害用医薬品の搬送を災対物資輸送部に要請する。

(4) 保健医療活動チームの派遣要請

緊急医療救護所指揮者は、二次救急病院に参集している保健医療活動チームの軽症処置エリアへの派遣を要請する。

(5) トリアージポスト統括と軽症処置エリア従事者の振り分け

緊急医療救護所指揮者は、保健医療活動チームの医師から1名トリアージポスト統括を指名するとともに、参集している災害医療関係機関の会員のうち、軽症処置エリアに従事する者を振り分ける。

(6) 軽症処置エリアの設営（必要備品の配置）

長机、椅子、ホワイトボード、医療資器材等を配置するとともに、電気や水道等のライフラインの使用可能状況を確認する。

＜必要備品等＞

長机、椅子、ホワイトボード、担架、医薬品、医療資器材、事務用品等

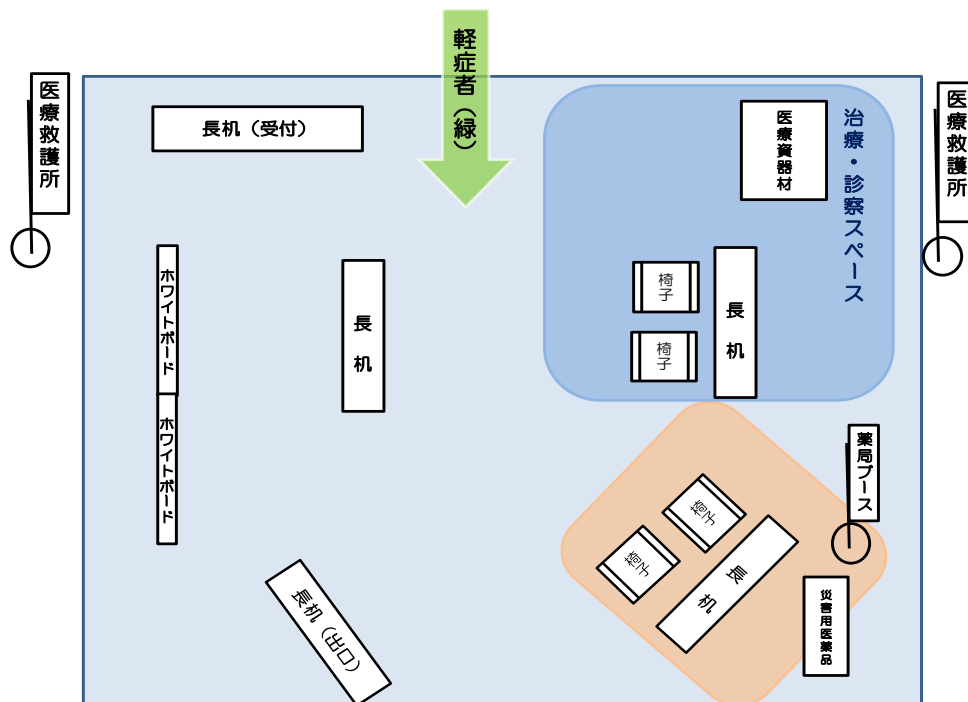
(7) 役割分担及び情報共有

緊急医療救護所指揮者は、軽症処置エリアに移動したのち、図●（頁●）に定める各自の分担業務を割り当てる。また、医薬品、医療資器材等の状況、運営方法等について全員で情報を共有する。

(8) 傷病者の受入開始（のぼり旗等の掲示）

災対保健衛生部長からの指示を受け、指揮者は軽症者の受入れを開始する。

図表 37【軽症処置エリアの標準的なレイアウト】



第5節 二次救急病院と医療従事者の動き

1 二次救急病院

(1) 病院災害対策本部の設置

病院の管理者は、各病院のBCP等に基づき、速やかに病院災害対策本部を設置する。

本部の設置場所には、緊急連絡先一覧、周辺地図、病院のBCP、墨田区地域防災計画、都の災害時医療救護活動ガイドライン、本マニュアル等を用意しておく。

(2) 被害状況のとりまとめ

① 患者等の安全確認

医療機関は、情報収集部門（又は担当者）を設置し、入院患者や手術中の患者の安否について確認する。

② 施設等の安全性の確認

建物、自家発電装置、給排水設備、放射線関連設備等の被害状況を把握し、安全性を確認する。また、手術室や検査室等の被害状況や使用の可否を確認するとともに、X線検査機器等の医療機器、医薬品、医療資器材等の状況を確認する。

③ ライフラインの維持

医療機能を維持するために必要な電気、燃料、通信手段等の被害状況を把握し、ライフラインの供給停止あるいは著しい供給低下がある場合には、非常用自家発電装置、備蓄用燃料、食糧等を活用し、当面の対応を行いながら、都又は区に支援要請する。

(3) 周辺地域の被害状況の確認

周辺地域の人的被害状況（負傷者の滞留状況など）、物的被害状況（周囲の火災の状況や延焼の危険性など）、周辺道路の通行の可否などを把握する。

(4) 医療機能の把握

空床状況（空床数、仮設ベッド数）や医療機能を把握し、EMISに入力する。EMISに入力ができないときは、電話、無線機、もしくはFAXにより区に報告する。

(5) 傷病者の受入れ可否の報告

医療機関の管理者は、病院災害対策本部で収集した被害状況を踏まえて、外部からの傷病者受入れの可否を災対保健衛生部に報告する。

(6) トリアージポスト開設の協力

災対保健衛生部からトリアージポスト開設の指示があった場合、可能な限り、緊急医療救護所開設班（区職員）の行う開設作業に協力する。

(7) 緊急医療救護所指揮者の指定

二次救急病院院長等は、トリアージポスト開設命令があった場合、参集した医療救護班の医師の中から、緊急医療救護所の指揮者を指定する。指定は災対保健衛生部長及び墨田区災害医療コーディネーターの意見を聴いて行うこととする。

(8) 傷病者の受入及び医療救護活動

トリアージ後、受入れ可能な傷病者については、トリアージポストから病院内に搬送する。院内搬送後、自院で対応が困難となった場合には、災対保健衛生部に受入可能な病院と傷病者の搬送の調整を要請する。

2 災害医療関係機関

(1) 二次救急病院への参集

災対保健衛生部から派遣の要請があった場合は、各会の緊急連絡網などにより、会員へ指示伝達を行い、予め割り振られている二次救急病院へ派遣する。（震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動参集）診療所や薬局を閉める際は、必要に応じて、トリアージポスト設置予定病院の案内（頁●資料●）を入口付近に掲示しておく。

(2) 受付（病院長への参集報告）

参集した医療従事者は、病院災害災対本部（開設後であればトリアージポスト）に区職員または病院職員が設ける受付において、医療救護者証（頁●資料●）を提示（携帯していなければ口頭で所属、職名、氏名等を報告）し、医療従事者用ベスト等を受け取る。※各師会であらかじめベストやビブスを配布されている場合はそちらを着用する。

(3) 従事場所への派遣

参集先の病院長又は緊急医療救護所指揮者の指示に従い、トリアージポスト又は軽傷処置エリアに移動する。

(4) 医療救護活動の開始

緊急医療救護所指揮者の指示に従い、役割を確認のうえ、医療救護活動を開始する。

① 墨田区医師会

緊急医療救護所の統括やトリアージ、軽症者に対する治療や医薬品の処方のほか、搬送待機中の重症者及び中等症者の管理等を行う。

② 向島・本所歯科医師会

主にトリアージポストにおいて、傷病者のトリアージを行う。また、歯科医療を要する

傷病者がいるときは、応急処置を行う。

③ 墨田区薬剤師会

主に軽症処置エリア内の薬局ブースにおける調剤・服薬指導や OTC 医薬品の供給を行うほか、災害用医薬品の集積場所において、医薬品の仕分け・管理などを行う。また、必要に応じてトリアージを行う。

④ 柔道整復師会墨田支部

主に軽症処置エリアで軽症者への応急処置を行い、必要に応じてトリアージを行う。

⑤ 東京都訪問看護ステーション協会

トリアージポスト及び軽症処置エリアにおいて、療養上の世話及び診療上の補助を行う。

図表 38 【緊急医療救護所における医療救護活動】

緊急医療救護所の業務	担当	備考
全体統括（緊急医療救護所指揮者）	医師	処方箋医薬品の処方も含む。
トリアージ	医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、看護師等	
軽症者に対する治療	医師、歯科医師、柔道整復師、看護師	応急措置を行う。
（必要に応じて）中等症者・重傷者に対する搬送までの応急措置	医師、看護師	
医薬品の管理（服薬・調剤・OTC の供給）	薬剤師	
運営事務、中等症者・重症者の（病院への）搬送調整	緊急医療救護所開設班等	災対保健衛生部へ応援要請

第6節 緊急医療救護所の運営

1 トリアージポストの運営

（1）トリアージ班

トリアージを実施し、必要事項（住所・電話はその場での記載は不要）を記載したうえで、トリアージタグを傷病者の身体等に取り付ける。タグの1枚目をはがして、案内誘導班に渡す。

（2）案内誘導班

トリアージの結果、軽症者と判定された傷病者に対して、開設が完了している近隣の軽症処置エリアを案内する。重症、中等症と判定された傷病者については、隣接病院内での処置が可能であることを確認して、病院スタッフに引き継ぐ。タグの1枚目はトリアージポストの受付票として保管する。

（3）通信班

病院災害対策本部や災対保健衛生部との傷病者受入れや搬送方法（隣接病院外に運ぶ場合）を調整するとともに、トリアージポストの運営状況について、適宜、災対保健衛生部や病院災対本部、緊急医療救護所指揮者に情報提供する。

図表 39【トリアージポスト組織図】

緊急医療救護所指揮者	トリアージポストの総括	医師
運営部門		
通信班	病院災害対策本部、医療救護所等との連絡調整	区職員
トリアージ統括	トリアージの指揮、傷病者誘導指示、搬送までの応急処置	医師
案内誘導班	トリアージ後の傷病者誘導等	区職員等
診療部門		
トリアージ班	来院者に対するトリアージ	歯科医師、(医師)、看護師等

2 トリアージの概要

災害時は、傷病者を重症度と緊急度によって分別し、治療や搬送先の順位を決定するトリアージを実施する。トリアージの際は、トリアージタグに必要事項を記入し、重症度に応じて図 17 の通り識別する。

図表 40【トリアージ概要図】



2 生理学的・解剖学的評価法		
第1段階的評価	生理学的評価	意識 JCS II桁以上 呼吸 ≥ 30 回/分or < 10 回/分 呼吸音の左右差・異常呼吸 SpO2 $< 90\%$ 循環 脈拍 ≥ 120 回/分or < 50 回/分 血压 < 90 mmHg or ≥ 200 mmHg ショック症状・低体温 $\leq 35^{\circ}\text{C}$
第2段階的評価	解剖学的評価	開放性頭蓋骨陥没骨折 外頸静脈の著しい怒張 頸部又は胸部の皮下気腫 胸郭の動揺、フレイルチェスト 開放性気胸 腹部膨隆、腹壁緊張 骨盤骨折（動揺、圧痛、下肢長差） 四肢の切断 四肢の麻痺 頭部・体幹部の穿通性外傷 テグローピング損傷 15%以上の熱傷、顔面・気道熱傷
第3段階的評価	受傷機転	体幹部の挟圧 1肢以上の挟圧（4時間以上） 爆発 高所墜落 異常温度環境 有毒ガス NBC汚染
第4段階的評価	災害時要配慮者	小児 高齢者 妊婦 基礎疾患（心・呼吸器疾患、糖尿病、肝硬変、透析、出血素因） 旅行者

図表 41 【区が用意するトリアージタグにあらかじめ記載する内容】

No	トリアージ実施場所	トリアージ実施機関
H 001～	東京曳舟病院	向島・本所歯科医師会 その他（ ）
D 001～	同愛記念病院	
C 001～	墨田中央病院	
M 001～	東京都済生会向島病院	
N 001～	中村病院	
S 001～	賛育会病院	
Y 001～	山田記念病院	

③ 軽症処置エリアの運営

（１） 来所者の受付

トリアージタグの個人情報に記載されているかを確認したうえで、トリアージタグの２枚目をはがし、記録班に手渡す。※氏名、年齢、性別、住所の個人情報が記載されていなければ、自分で記入してもらう。

（２） 受付誘導班（来所者の誘導）

トリアージポストでトリアージを受けて、緑色のタグが取り付けられた軽症者については、軽症処置班へ誘導する。また、トリアージポストでトリアージを受けていない方が来所した場合は、指揮者の判断の下、トリアージを行い、傷病の度合いに応じて対応を判断する。

（３） 軽症処置班

応急処置を施し、処置の箇所や方法等、内容をトリアージタグの裏面「特記事項」に記載し、医薬品の処方が必要であれば、災害用処方箋を記入の上、調剤・服薬指導班に引き継ぐ。

（４） 調剤・服薬指導班

軽症処置エリア内に設置する薬局ブースにおいて、災害用処方箋に基づいた調剤・服薬指導や医薬品等の管理等を行い、トリアージタグ裏面の特記事項に対応を記載する。また、OTC 医薬品を供給する場合は、お薬手帳に交付した医薬品名・数量を記載し、OTC 医薬品薬歴簿を作成する。

（５） 受付誘導班（トリアージタグの回収）

医療救護所の動線に沿って、分かり易い場所に出口を設置し、処置が済んだ来所者からタグを回収する。回収したタグを記録班に受け渡す。

（６） 記録班

来所者の情報管理を担当する記録班は、受付と出口で受け取った来所者情報について、ライティングシート等に記録する。

医療救護所の動きを時系列で記録する記録班（区職員）は、災対保健衛生部やトリアージポスト、災害拠点病院等とのやり取り等について、事務長と協力のうえ、記録をつける。

（７） 事務管理班

医薬品や医療資器材に不足がある場合は、品目や数量について、軽症処置班や調剤・服薬指

導班等と調整のうえ、事務長に報告する。

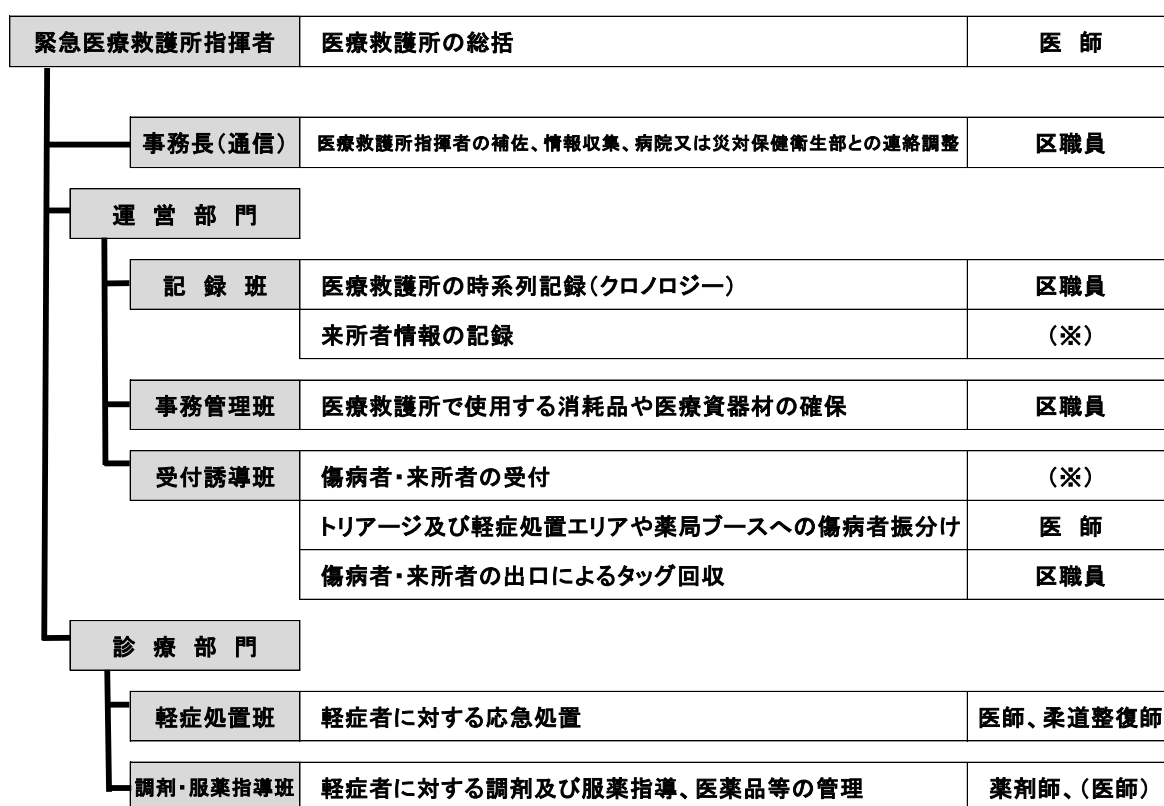
(8) 事務長（通信）

医療従事者や医薬品・医療資器材について、医療救護所間の調達や傷病者の搬送等が必要な場合は、災対保健衛生部に要請のうえ、運営体制を確保する。また、来所者や医療救護所の状況について、随時、災対保健衛生部に報告する。

＜来所者が急変したら…＞

指揮者の指示の下、事務長（通信）は、災対保健衛生部に搬送先の調整を要請する。急変者のトリアージタグに受付ではがしたシートをつけて、指定された方法で搬送する。

図表 42【軽症処置エリアの組織図】



(※)は、全体の運営に支障がない範囲で、指揮者が指定することとする。

図表 43【時系列記録と来所者情報の記録方法】

1 時系列記録

時間	発信	受診	内容	備考
15:25	救護所	本部	指揮者到着	歯科医師 2名増員
15:35	本部	救護所	救護所開設者指示	
15:45			トリアージ後の軽症者3人の治療	
16:00	救護所	本部	救護所の体制報告(区職員3人、医師2人、薬剤師	
16:10	救護所	本部	1人) トリアージ要員の増員要請	

2 来所者情報

No.	氏名	年齢	性別	診断名	処置	処方	転帰	転帰時間
1	スミダ タロウ	20	M	左前腕骨折	✓		帰宅	15:50
2	スミダ ハナ	17	F	歯牙脱臼	✓		帰宅	16:00
3	ヤヒロ シロウ	60	M	感冒		✓	帰宅	15:55
4	ムコウジマ サプロウ	42	M	頭部打撲			病院搬送	16:05

4 緊急医療救護所における医療救護活動の終了

緊急医療救護所での医療救護活動は原則として超急性期までとし、災対保健衛生部長は災害医療コーディネーターからの助言を得ながら閉鎖を判断する。

閉鎖が決定した場合、保健医療活動チームは一旦医療救護活動を完了させ、改めて(急性期以降の避難所医療救護所等におけるニーズがあるため)災対保健衛生部の派遣要請を待つ(頁15「避難所医療救護所」を参照)。

5 医薬品・医療資器材の備蓄と供給

医療救護所における医療救護活動等における医薬品の備蓄及び供給の活動は、墨田区薬剤師会、医薬品卸業者に委ねる。

(1) 協定に基づく医薬品供給

区は、医療救護所や避難所などで使用する医薬品等について、発災後72時間(超急性期まで)で必要な量を目安として備蓄する。実際の備蓄に関しては、墨田区薬剤師会や医薬品卸業者との間で協定を締結しており、災害時スムーズな医薬品の供給を行う。

(2) 医薬品の備蓄と供給のながれ

墨田区薬剤師会との協定による備蓄は、医薬品のリスト(頁●資料●)のとおり。なお、緊急医療救護所において医薬品等が不足する場合の流れは次の通りである。

- ① 軽症処置エリアの地区薬剤師班等は医薬品の過不足状況を把握し、指揮者へ報告するとともに、不足分を通信担当職員に伝える。
- ② 通信担当職員は、災対保健衛生部に対して、無線等により医薬品供要請をする。
- ③ 災対保健衛生部は、要請をとりまとめ、墨田区災害薬事センターに対して医薬品等供

給要請書（頁●資料●）をFAX送信するとともに、災対物資輸送部に災害薬事センターから所定の緊急医療救護所までの輸送を要請する。

- ④ 墨田区災害薬事センターは、FAXを基に必要な医薬品の仕分けを行い、梱包する。
- ⑤ 災対物資輸送部の職員は、墨田区災害薬事センターで梱包された医薬品を受け取り、速やかに所定の緊急医療救護所まで輸送する。

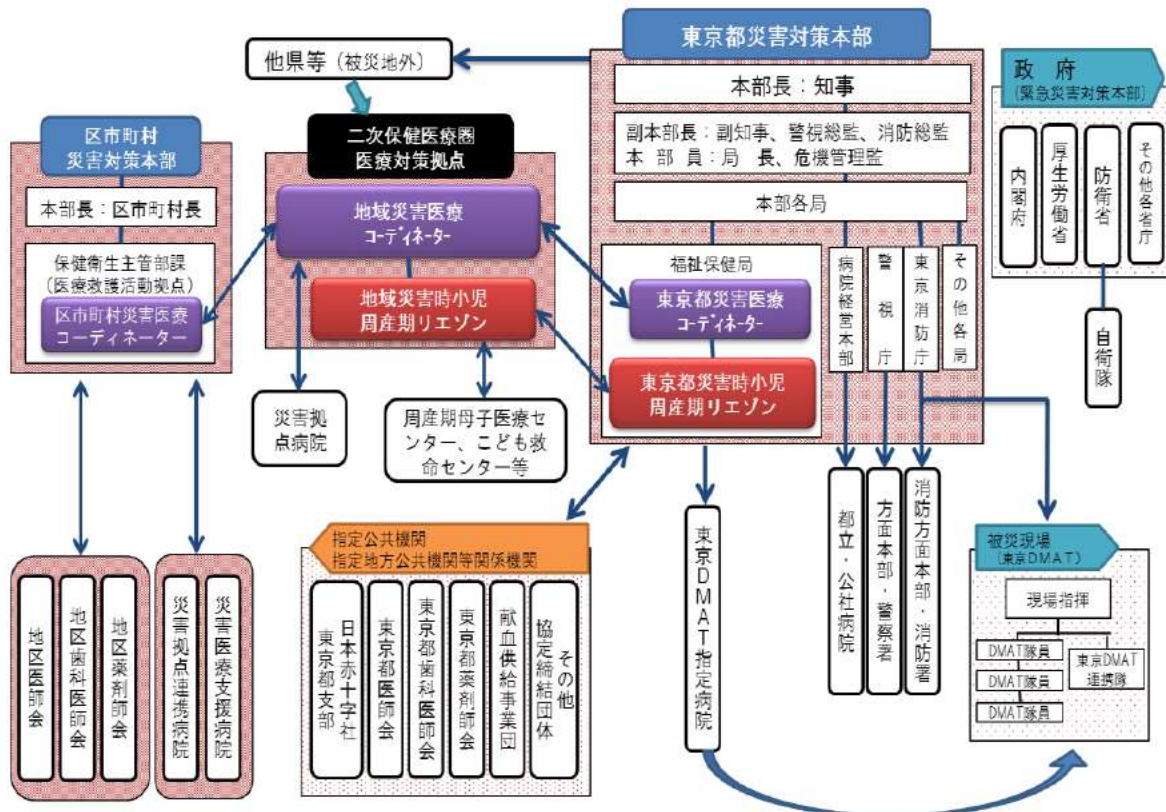
第7節 災害時小児周産期リエゾン

1 東京都災害時小児周産期リエゾン

都は、災害時に小児周産期医療に関する情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるよう、東京都災害時小児周産期リエゾン及び地域小児周産期リエゾンを指定している。

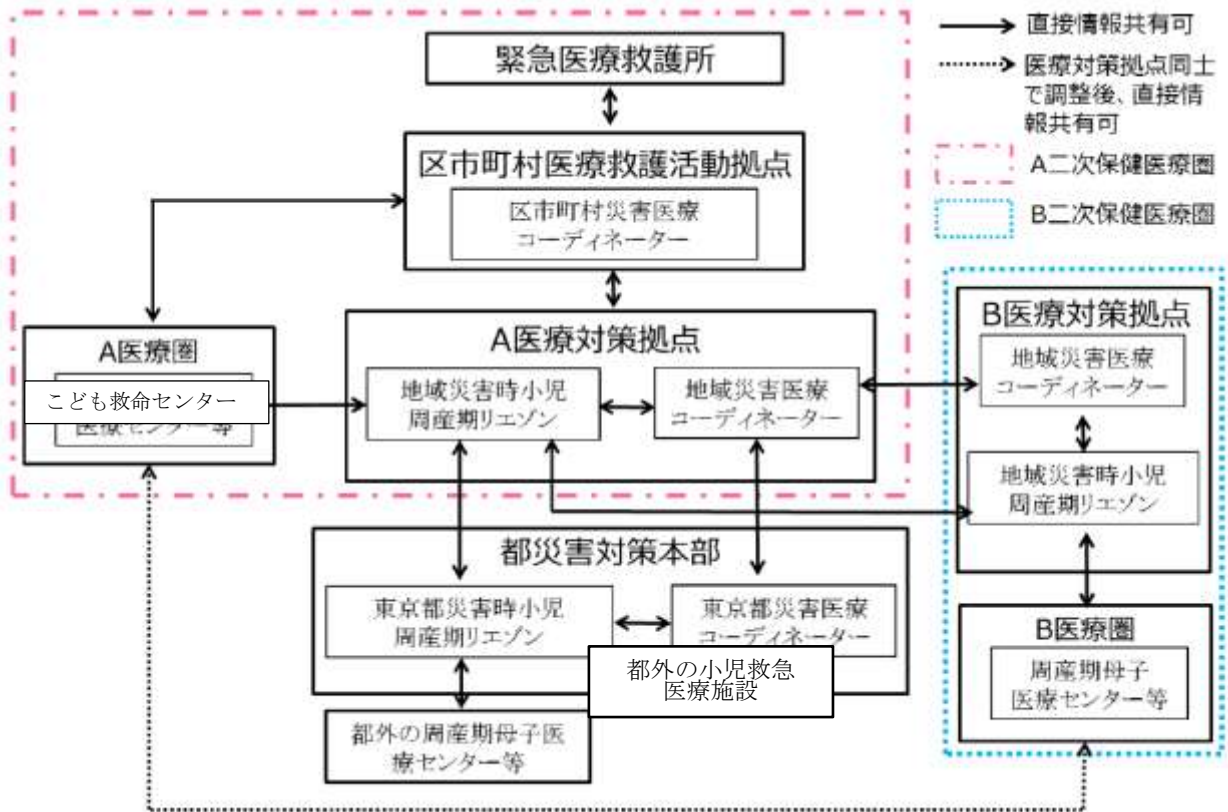
名称	説明
東京都 災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師（6名）
地域 災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師 ※区東部は都立墨東病院医師

図表 44 【東京都小児周産期リエゾン配置図】



2 情報連絡体制

図表 45【災害時小児周産期医療連絡体制】



第3章 急性期（発災後72時間～1週間）以降の医療救護体制

第1節 避難所医療救護所での医療救護

発災後概ね72時間が経過し急性期に入る状況においては、避難所等に設置する避難所医療救護所での活動が中心となる段階へと移行していく。

災対保健衛生部長は墨田区災害医療コーディネーターと協議のうえ、避難所医療救護所の設置についての判断を行う。避難所医療救護所は、墨田区地域防災計画に基づき500人以上の避難所等に設置することとなるが、状況に応じて、緊急医療救護所の設置場所についても、引き続き医療救護所として医療救護活動を継続することも想定される。

また、急性期以降には、慢性疾患治療、被災者の健康管理や公衆衛生的ニーズが避難所等で高くなることが想定される。そのため、避難所医療救護所では主に、避難者に対する健康相談、診察、歯科診療、服薬指導等の医療救護活動を実施する。

図表 46【フェーズごとの医療提供施設の役割分担】

	発災直後 ～6時間	超急性期 ～72時間	急性期 ～1週間	亜急性期 ～1ヶ月	慢性期 ～3ヶ月	中長期 3ヶ月～
医療ニーズ	救急救命、外傷治療			慢性疾患、公衆衛生		
応援体制	地域内の自立的活動			外部からの応援		
医薬品供給体制	備蓄の使用	限定的供給		卸売機能の復旧		
災害拠点病院	継続診療(重症者)			通常診療への移行		
災害拠点連携病院等	継続診療(中等症)			通常診療への移行		
一般診療所薬局	地域の医療救護活動			通常診療への移行		

1 避難所救護所での医療救護

(1) 避難所医療救護所の設置等

500人以上の避難所等の中で、必要に応じて避難所医療救護所を設置する。

(2) 保健活動班の巡回派遣と医療ニーズの把握

災対保健衛生部長は、第1・第2保健衛生隊・保健活動班を避難所へ派遣し、巡回健康相談を実施するとともに、アセスメントを行って避難者の医療ニーズを把握する。

※保健活動チームの編成や活動方針は「墨田区保健活動マニュアル」のとおり

(3) 災害医療関係機関への編成・派遣要請

墨田区災対保健衛生部は、(2)によって得られた医療ニーズの状況に応じて、災害医療関係機関に対して、保健医療活動チームの編成を要請する。

(4) 到達・完了報告

避難所管理責任者は、避難所医療救護所に到達した保健医療活動チームを確認し、その概要を災対保健衛生部へ報告する。なお、避難所における巡回診療等が終了したのちも、同様に報告することとする。

(5) 避難所医療救護所での医療救護活動の終了

避難所医療救護所での医療救護活動は原則として慢性期までとし、区内の医療機関の復旧状況等から総合的に判断して、災対本部長が閉鎖を判断する。

2 災害医療関係機関

災害医療関係機関は、区の要請により保健医療活動チームを編成し、避難所医療救護所を中心に以下の医療救護活動を行う。

(1) 墨田区医師会

- ① 避難所医療救護所又は巡回診療による医療の提供
- ② 被災者に対する健康相談等
- ③ 避難所の衛生管理や防疫対策への協力
- ④ 復旧する医療機関への引継ぎ

(2) 向島・本所歯科医師会

- ① 避難所医療救護所又は巡回診療による歯科医療の提供
- ② 被災者に対する歯科健康相談等
- ③ 避難所の衛生管理や防疫対策への協力
- ④ 復旧する歯科医療機関への引継ぎ

(3) 墨田区薬剤師会

- ① 避難所医療救護所等における調剤及び服薬指導
- ② 避難所医療救護所及び災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理
- ③ 避難所でのOTC（一般用医薬品）を活用した被災者の健康管理支援
- ④ 避難所の衛生管理や防疫対策への協力
- ⑤ 復旧する薬局への引継ぎ

(4) 柔道整復師会墨田支部

- ① 避難所医療救護所又は巡回による健康管理支援
- ② 被災者に対する健康管理等

(5) 訪問看護ステーション協会

- ① 避難所医療救護所又は巡回による療養上の世話と診療の補助
- ② 災害時要配慮者、被災者に対する健康管理等

③ 避難所（医療救護所）における巡回歯科保健活動

急性期以降は、避難所生活が長期化するため、歯科医療ニーズも慢性疾患治療や被災者等の健康管理が中心となる。墨田区災害歯科コーディネーターの統括のもと、状況に応じて、きめ細かい対応（例えば、午前は避難所医療救護所での診療、午後は、周辺地区の巡回等に切り替えるなど）を図る。

特に災害時の要配慮者に対しては、歯科口腔保健標準アセスメント票（頁65資料13）を用い、積極的なアセスメントを行って、適切な口腔保健を提供する。

（１）基本的な対応方針

歯科医療救護班は、保健師や多職種と連携して、被災者の健康保持に不可欠な歯科治療及び歯科保健指導を実施する。活動においては、以下の点に留意する。

- ① 高齢者や障害者などの配慮を要する被災者に対する口腔ケアの実施及び普及啓発
- ② 義歯の紛失や不適合による咀嚼障害
- ③ 摂食嚥下機能の低下が認められる者における他医療職との連携

（２）具体的な活動内容

歯科医師の指示の下、歯科衛生士等の巡回等により歯科保健指導の対応を行う。

- ① 歯ブラシ、歯間ブラシによる清掃指導
口腔清掃が不十分な状態では、歯周病や口内炎などを発症したり、症状が悪化したりするため、少量の水でもできるうがいや、歯みがきなどの指導を行う。
- ② 児童に対する食事指導
支援物資には、菓子パンやお菓子なども多いため、間食指導、歯みがき指導により食生活の平常化を目指す。
- ③ 高齢者に対する入れ歯の洗浄、補水指導
高齢者の避難所生活では、入れ歯の清掃不足、水分補給の不足による体力低下などで、呼吸器疾患など様々な疾患にかかりやすくなるため、予防のための指導を行う。
- ④ 集団に対する啓発活動
個別の指導とともに、掲示物やパンフレットなどを通じて、被災者が適切な生活習慣を取り戻すことができるようサポートを行う。

第2節 医薬品の供給

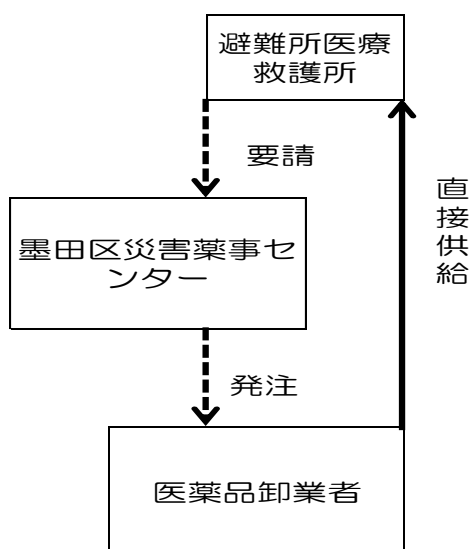
急性期（72時間以降）以降においては、徐々に医薬品卸の流通機能の復旧が期待出来るため、医療救護所等で使用する医薬品、医療資器材は、医薬品卸売販売業者から直接区が調達する。区では、区内で営業をしている以下の医薬品卸売販売業者との間で協定を締結しており、災害時には協定に基づき不足する医薬品を調達することとなる。

- (1) 避難所医療救護所で従事する地区薬剤師班等は、医薬品の過不足状況を把握し、不足分を避難所配置職員に伝える。
- (2) 避難所配置職員は、災害薬事センターに対し、医薬品等供給要請書（頁●資料）を使用して医薬品の供給要請を行う。
- (3) 災害薬事センターは、供給要請の内容を精査し、医薬品等調達協力要請書（頁●資料●）を使用して必要最小量を医薬品販売卸業者に対して発注する。
- (4) 発注を受け、医薬品卸業者は災害薬事センター又は直接避難所医療救護所等へ納品する。

図表 47【協定締結医薬品卸売販売業者一覧】

事業者・支店	住所	電話番号
株式会社メディセオ 墨田支店	江東区佐賀2-8-20	5621-2154
株式会社スズケン 東京中央営業部 城東支店	江東区北砂1-7-11	5690-5701
株式会社マルタケ 東京支店	豊島区南大塚1-2-7	5976-3200
アルフレッシュ株式会社 営業本部 東京城東営業部 墨東支店	江戸川区平井7-5-32	5631-9231
東邦薬品株式会社 東京営業部 江東営業所	葛飾区奥戸1-25-1	5670-7003
株式会社バイタルネット 東京中央支店	板橋区泉町40-1	5916-1800

図表 48【医薬品卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】



第4章 関係機関名簿等

図表 49【東京都関係部署】

部署名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
総務局総合防災部	新宿区西新宿 2-8-1	5388-2456	5388-1260	70213
福祉保健局総務部 総務課		5320-4021	5388-1400	70501
福祉保健局医療政策 部救急災害医療課		5320-4445	5388-1441	70516

図表 50【墨田区関係部署】

部署名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
危機管理担当防災 課	墨田区吾妻橋 1-23-20	5608-6206	5608-6425	78281
福祉保健部保健衛 生担当保健計画課		5608-6189	5608-6405	73611

図表 51【医療対策拠点】

病院名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
東京都立墨東病院	墨田区江東橋 4-23-15	3633-6151	3633-6173	85251

図表 52【災害医療関係機関連絡先一覧】

災害医療関係機関名	住所	電話番号
公益社団法人墨田区医師会	墨田区東向島2-36-10 東京東信用金庫本店ビル6階	3611-0068
公益社団法人東京都向島歯科医師会	墨田区東向島5-9-17	3611-5947
一般社団法人東京都本所歯科医師会	墨田区太平4-6-17 シェグランほり川202	6658-5848
一般社団法人墨田区薬剤師会	墨田区向島1-27-5 坂口第三ビル3階	3625-8934
公益社団法人東京都柔道整復師会 墨田支部	墨田区立花3-2-5 柳沢接骨院	3618-1971
一般社団法人東京都訪問看護ステー ション協会	新宿区西新宿4-2-19	5843-5930

図表 53【災害拠点病院連絡先一覧】

病院名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
東京曳舟病院	墨田区東向島 2-27-1	5655-1120	3611-6763	87521

図表 54【災害拠点連携病院連絡先一覧】

病院名	住所	電話番号	FAX 番号
山田記念病院	墨田区石原2-20-1	3624-1151	3624-1156
墨田中央病院	墨田区京島3-67-1	3617-1414	3610-7586
中村病院	墨田区八広2-1-1	3612-7131	3619-1100
同愛記念病院	墨田区横網2-1-11	3625-6381	5608-3211
賛育会病院	墨田区太平3-20-2	3622-9191	3623-9736
東京都済生会 向島病院	墨田区八広1-5-10	3610-3651	3610-3672

図表 55【災害医療支援病院連絡先一覧】

病院名	住所	電話番号	FAX 番号
中林病院	墨田区東向島3-29-9	3614-4641	3614-3565
梶原病院	墨田区墨田3-31-12	3614-2255	3614-2265
東京都リハビリ テーション病院	墨田区堤通2-14-1	3616-8600	3616-8705
湘南メディカル 記念病院	墨田区両国2-21-1	3634-6111	3632-0231

図表 56【コーディネーター名簿】

病院名	氏名（敬称略）	所属団体
墨田区災害医療コーディネーター	山室 学	公益社団法人 墨田区医師会
	唐澤 剛	
墨田区災害歯科コーディネーター	三好 克則	公益社団法人 東京都向島歯科医師会
	菅 勇介	
	大西 雅之	一般社団法人 東京都本所歯科医師会
	栗原 雅彦	
墨田区災害薬事コーディネーター	浅尾 一夫	一般社団法人 墨田区薬剤師会
	月村 庄一	
	白石 弘子	

図表 57【区東部保健医療圏域内の区関係部署及び災害拠点病院】

1 江東区関係部署

部署名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
総務部 防災課	東陽 4-11-28	3647-9584	3647-8440	73711
健康部 健康推進課	東陽 2-1-1	3647-5855	3615-7171	

2 江戸川区関係部署

部署名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
危機管理室 防災危機管理課	中央 1-4-1	5662-2037	3652-9891	75211
健康部 健康推進課	中央 4-24-19	5661-2462	3655-9925	

3 災害拠点病院

病院名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
江東病院	江東区大島 6-8-5	3685-2166	3685-7400	87501
順天堂大学医学 部附属順天堂江 東高齢者医療セ ンター	江東区新砂 3-3-20	5632-3111	5632-3163	87531
がん研究会 有明病院	江東区有明 3-8-31	3520-0111	3520-0141	87751
昭和大学江東 豊洲病院	江東区豊洲 5-1-38	6204-6000	6204-6396	設置予定
東京臨海病院	江戸川区臨海町 1-4-2	5605-8811	5605-8113	87781
江戸川病院	江戸川区東小岩 2-24-18	3673-1221	3673-1229	87861

様式・資料編

トリアージポスト開設予定病院

1	墨田中央病院（京島 3-67-1）
2	東京曳舟病院（東向島 2-27-1）
3	中村病院（八広 2-1-1）
4	東京都済生会向島病院（八広 1-5-10）
5	賛育会病院（太平 3-20-2）
6	山田記念病院（石原 2-20-1）
7	同愛記念病院（横網 2-1-11）

トリアージポストとは、傷病者の重症度を判別する場所、墨田区では、区内7か所の救急病院に開設する予定です。



緊急医療救護所の医療活動に従事しているため、当診療所は閉鎖してあります。
医療が必要な方は、最寄りのトリアージポストへ行ってください。

資料2：トリアージタグ

表面

トリアージ・タグ 墨田区

(実習現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex)
H001			男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻		トリアージ実施者氏名	
月 日 AM 時 分			
搬送機関名	収容医療機関名		
トリアージ実施場所			
東京曳舟病院 前			
その他 ()			
トリアージ実施機関		医 師	
向島・本所歯科医師会		救急隊員士	
その他 ()		その他	
傷 病 名			
トリアージ区分			
0 I II III			

裏面

トリアージ・タグ 墨田区

特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)

その他の緊急措置の状況等

前 後

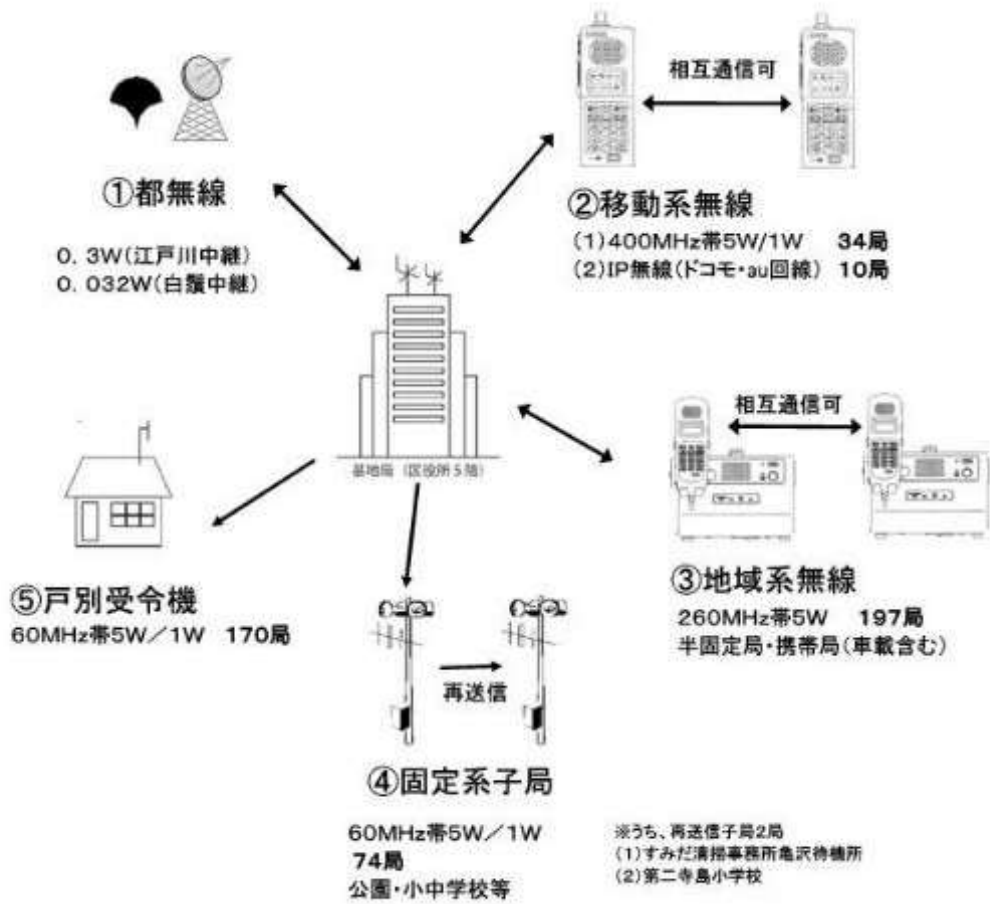
※区が用意するトリアージタグにあらかじめ記載している内容

No	トリアージ実施場所	トリアージ実施機関
H001～	東京曳舟病院 前	向島・本所歯科医師会 その他 ()
D001～	同愛記念病院 前	
C001～	墨田中央病院 前	
M001～	東京都済生会向島病院 前	
N001～	中村病院 前	
S001～	賛育会病院 前	
Y001～	山田記念病院 前	

資料4：地域防災行政無線一覧

番号	局名	グループ名(番号)	番号	グループ内各局	グループ名(番号)	番号	グループ内各局
100	防災センター	防災(F01)	214	白鬚防災拠点(FD)	保育園(F05)	400	梅若保育園
101	防災センター(副)	(情報収集・関係機関等)	215	本所警察署(FD)	(施設保護・保育園)	401	鐘ヶ淵北保育園
102	防災メッセージ		216	向島警察署(FD)		402	あおやぎ保育園
103	防災メッセージ		217	本所消防署(FD)		403	すみだ保育園
104	防災メッセージ		218	向島消防署(FD)		404	水神保育園
105	防災センターFAX		219	NTT東日本		405	しらひげ保育園
106	801静止画伝送専用		220	東京電力パワーグリッド江東支社		406	ひきふね保育園
			221	東京ガス東部導管事業部		407	花園保育園
			222	水道局墨田営業所		408	寺島保育園
			229	東京都下水道局		409	中川保育園
			228	トラック協会墨田支部		410	八広認定こども園
			223	兼平職員住宅		411	長浦保育園
				遠隔 223#3、223#4、223#5		412	文花保育園
			224	すみだ土木事務所		413	神上保育園
			225	すみだ清掃事務所分室		414	中川南保育園
			226	すみだ清掃事務所		415	たちばな認定こども園
			227	墨田清掃工場		416	東あずま保育園
			244	JR錦糸町駅		417	おむらい保育園
			245	東武曳舟駅		418	福神橋保育園
			347	レインボータウンFM		419	太平保育園
			423	ジェイコム東京すみだ局		420	横川橋保育園
			310	東白鰯公園サービスセンター		421	東駒形保育園
			300	緑出張所		422	亀沢保育園
			301	横川出張所		424	きんし保育園
			302	東向島出張所		213	江東橋保育園分園
			303	文花出張所	福祉施設(F06)	328	墨田福祉作業所
			304	墨田二丁目出張所	(災害時要援護者支援等)	329	子育て支援総合センター
			305	社会福祉会館		330	向島作業所
			306	梅若橋コミュニティ会館		331	たちばなホーム
			308	曳舟文化センター		333	すみだボランティアセンター
			309	すみだ女性センター		334	はなみずきホーム
			311	スポーツ健康センター		332	すみだ障害者就労支援総合センター
			312	東駒形コミュニティ会館		335	すみだふれあいセンター
			313	すみだ産業会館		336	いきいきプラザ
			314	横川コミュニティ会館		337	亀沢のぞみの家
			315	すみだ北斎美術館		338	なりひらホーム
			316	トリフォニーホール		341	木下川吾赤紅(FD)
			507	八広地域プラザ(FD)	教育施設(F07)	339	ひきふね図書館
			509	すみだ防犯センター	(災害教育A・図書館等)	340	緑図書館
			317	墨田児童会館		342	立花図書館
			318	八広児童館		343	八広図書館
			319	江東橋児童館		344	墨田区総合体育館
			320	東向島児童館		345	すみだ郷土文化資料館
			321	立花児童館		346	屋外体育施設管理事務所
			323	文花児童館		348	スポーツプラザ梅若
			324	中川児童館			
			326	八広はなみずき児童館			
			322	立川児童館			
			325	外手児童館			
			327	さくら橋コミュニティセンター			
			911	東向島児童館分館			

グループ名(番号)	番号	グループ内各局	グループ名(番号)	番号	グループ内各局
小学校(F08) 中学校(F09) 全学校(F10) (避難所)	500	梅若小(F)D	医療機関(F11) (医療救護関係)	349	本所保健センター(F)D
	501	第二寺島小(F)D		900	山田記念病院
	502	旧隅田小(F)D		901	湘南メディカル病院
	503	隅田小(F)D		902#4	都立墨東病院(警備課)
	504	桜堤中(F)D		902	902(遠隔 902#3、902#4、902#5)
	600	旧向島中(F)D		903	同愛記念病院
	601			904	賛育会病院
	505	第三寺島小(F)D		905	
	506	第三吾嬬小(F)D		906	医薬品管理センター
	508	八広小(F)D		907	本所歯科医師会事務局
	509			908	本所歯科医師会会長(浅野歯科医院)
	602	吾嬬第二中(F)D		350	すみだ福祉保健センター
	603	寺島中(F)D		909	墨田中央病院
	510	言問小(F)D		910	
	511	小梅小(F)D		912	
	512	第一寺島小(F)D		913	
	513	曳舟小(F)D		914	健生堂医院
	514	押上小(F)D		915	柔道整復師会(いまくに接骨院)
	604	墨田中(F)D		916	墨田区医師会副会長(石川医院)
	515	立花吾嬬の森小(F)D		917	墨田区医師会会長(鈴木こどもクリニック)
	516	第四吾嬬小(F)D		918	向島歯科医師会会長(三好歯科医院)
	517	中川小(F)D		919	墨田区薬剤師会会長(鐘ヶ淵薬局)
	518	東吾嬬小(F)D		920	墨田区薬剤師会理事(森薬局)
	605			351	向島保健センター(F)D
	606	吾嬬立花中(F)D		921	
	607	文花中(F)D		922	済生会向島病院
	520	横川小(F)D		923	中村病院
	521	外手小(F)D		924	曳舟病院
	522	錦糸小(F)D		925	東京都リハビリテーション病院
	523	柳島小(F)D		926	梶原病院
	524	業平小(F)D		927	中林病院
	608	本所中(F)D		928	墨田区医師会事務局(F)D
	609	錦糸中(F)D		929	向島歯科医師会事務局
	525	緑小(F)D			
	526	二葉小(F)D			
	527	中和小(F)D			
	528	両国小(F)D			
	529	菊川小(F)D			
	610	両国中(F)D			
	611	竪川中(F)D			
	519	立花幼稚園(F)D			



固定系子局 65局

// 受令機 167台

資料5：IP無線機使用方法

1 機器の起動

- IP無線機 (スマホ)
右のボタンを長押し

※画面や設定などはandroidの仕様です
- ポケットwi-fi
側面の電源ボタンを長押し

LEDがグリーン点滅を繰り返しながら起動する


ポケットwi-fiの裏面に記載されたSSIDとKEYでwi-fiを設定する

ポケットwi-fiは5台程度接続が可能ですが、安定性を確保するために無線機専用とすることを推奨します。施設のwi-fiが稼働している場合は、そちらに接続したほうが安定します。

2 buddycom (無線アプリ) の起動

- 1 左にスクロールし「buddycom」のアプリをクリック

- 2 左上の人のマークをクリック

- 3 通話したいグループを選択


グループの設定について

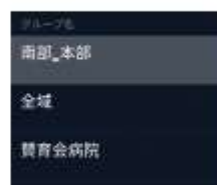
グループは3つあります

「病院名」★...緊急医療救護所の通話用です。
院内・トリアージポスト・軽傷処置エリアにつながります

「病院名_本部」☆...緊急医療救護所と本部の通話用です
★と本部の固定機器につながります

「全域」...全ての機器につながります

緊急医療救護所では
★をデフォルトの設定にしてください。
本部と情報共有する必要がある場合は☆を選択します



3 通信する

「グループ通話」を押しながら話す



グループ全体と通信できます

1対1で話すときは「メンバーリスト」から話したい相手を選ぶ



「個別通話開始」をタップして
「個別通話」を押しながら話す

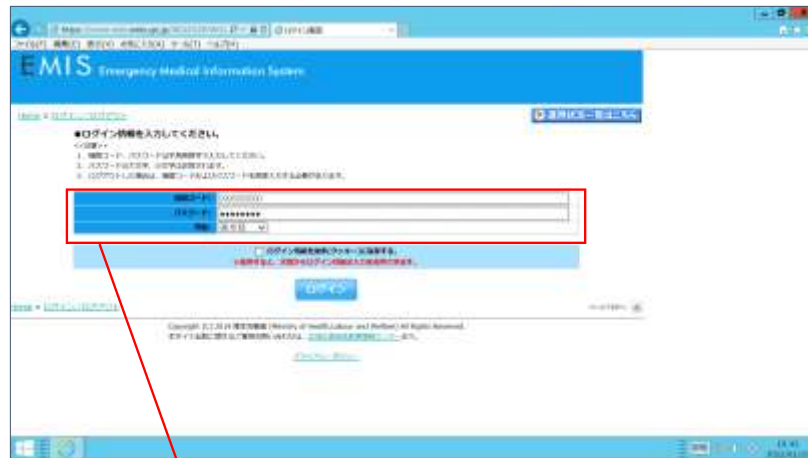


特に本部と通信する際は、個別通話で話してください
(他のエリアにも通信してしまうため)

グループ通話に戻るときは
「オンライン」をタップ



資料5：広域災害救急医療情報システム（EMIS）ログイン手順
 【EMIS トップページ】



機関コード：
 パスワード：
 所属：「東京都」を選択



東京都にチェックされていることを確認し
 市区町村選択をクリック
 区東部 → 墨田区

患者氏名 (カタカナ)		初診医師氏名	
一般診察票 (J-SPED2018) 当てはまるものを全てに印			
初診日 西暦 年 月 日 高 齢 月 女 性	バイタルサイン 血圧: / mmHg 体温: °C 脈拍: /min 嚔・不整 身長・体重 身長: cm 体重: /kg	意識障害: □無・□有 呼吸数: /min 既往症 □高血圧 □糖尿病 □喘息 □その他	診断
性別 1 <input type="checkbox"/> 男性 2 <input type="checkbox"/> 女性(妊婦なし) 3 <input type="checkbox"/> 女性(妊婦あり)	予防接種 □麻疹 □破傷風 □今期インフルエンザ □肺炎球菌 □高齢者 □その他	現病歴 □外傷→黄色タグ以上は外傷届出録へ(J-SPED)は記入 □精神科医受診→精神科医受診届出録へ(J-SPED)は記入 (日本語で記載)	処置
年齢 10 歳 □11-14 歳 □15-64 歳 □65 歳+	主訴	現病歴	処方
11 <input type="checkbox"/> 胸傷 12 <input type="checkbox"/> 骨折 13 <input type="checkbox"/> 熱傷 14 <input type="checkbox"/> 溺水 15 <input type="checkbox"/> クラッシュ症候群 16 <input type="checkbox"/> 凍傷 17 <input type="checkbox"/> 急性呼吸器感染症 18 <input type="checkbox"/> 消化器感染症、食中毒 19 <input type="checkbox"/> 網膜剥離 20 <input type="checkbox"/> 聴覚減退 21 <input type="checkbox"/> 急性毒性下痢症 22 <input type="checkbox"/> 緊急の感染症対応ニーズ 23 <input type="checkbox"/> 人工透析ニーズ 24 <input type="checkbox"/> 外傷以外の緊急の外科的治療ニーズ 25 <input type="checkbox"/> 感染症以外の緊急の内科的治療ニーズ 26 <input type="checkbox"/> 災害ストレス関連諸症状 27 <input type="checkbox"/> 緊急のメンタルケアニーズ 28 <input type="checkbox"/> 深刻な脱水/低・低・低血圧/意識障害/低体温 29 <input type="checkbox"/> 高血圧危機 30 <input type="checkbox"/> 気管支喘息発作 31 <input type="checkbox"/> 緊急の歯科支援ニーズ 32 <input type="checkbox"/> 皮膚疾患(外傷・熱傷以外) 33 <input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚 34 <input type="checkbox"/> 緊急の栄養支援ニーズ 35 <input type="checkbox"/> 緊急の介護/看護ケアニーズ 36 <input type="checkbox"/> 緊急の放射線・薬剤支援ニーズ 37 <input type="checkbox"/> 治療中断	転帰 □帰宅 □搬送 → 搬送手段 搬送機関 搬送先 □紹介 → 紹介先 □死亡 → 場所 時刻 確認者	転送	
38 <input type="checkbox"/> 高血圧危重(全身発汗・入院必要) 39 <input type="checkbox"/> 低体温/低血糖(過剰・アドリマン等) 40 <input type="checkbox"/> 四肢切断(指切断を除く) 41 <input type="checkbox"/> 出血・骨片残留-その他処置計画 42 <input type="checkbox"/> 患者フォロー不要(両診指示) 43 <input type="checkbox"/> 患者フォロー必要(両診指示) 44 <input type="checkbox"/> 紹介(紹介状作成等) 45 <input type="checkbox"/> 搬送(搬送機搬送等) 46 <input type="checkbox"/> 入院(自施設) 47 <input type="checkbox"/> 患者自身による診療継続希望 48 <input type="checkbox"/> 発症時死亡 49 <input type="checkbox"/> 加療中の死亡 50 <input type="checkbox"/> 長期リハビリテーションの必要性	対応者署名 (別紙でできる文字で記載)	転送	
51 <input type="checkbox"/> 遠隔的搬送あり(災害による外傷等) 52 <input type="checkbox"/> 限定的(環境変化による健康障害) 53 <input type="checkbox"/> 搬送なし(慢性疼痛等-診察計画済) 54 <input type="checkbox"/> 保護を要する小児(孤児等) 55 <input type="checkbox"/> 保護を要する成人(高齢者) 56 <input type="checkbox"/> 持病力 57 <input type="checkbox"/> 暴力(性暴力以外) 58 <input type="checkbox"/> 暴力 59 <input type="checkbox"/> 暴力 60 <input type="checkbox"/> 暴力	転送	転送	

患者氏名 (カタカナ)		医師氏名	
日時	所見	J-SPED2018 50-14(項目 変更可能)	処置・処方 診療場所 所属 医師等サイン
メディカル ID	M F	M F	メディカル ID = 西暦生年月日 8 桁 + 性別 + 氏名カタカナ上位 7 桁

資料8：災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定書

【発災後3日目までの医薬品確保】

災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定書

墨田区（以下「甲」という。）と墨田区薬剤師会（以下「乙」という。）、同愛記念病院（以下「丙」という。）及び東京曳舟病院（以下「丁」という。）とは、災害時における医薬品の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、墨田区地域防災計画に基づき、災害時における甲による医薬品の調達に対し、乙、丙及び丁が協力すべき基本的な事項について定めるものとする。

（区が確保すべき医薬品）

第2条 災害時における医療救護活動等に使用するために甲が確保すべき医薬品（以下「災害用医薬品」という。）は、甲乙が別途協議の上、定める。

（災害用医薬品の備蓄）

第3条 乙、丙及び丁は、前条で定める災害用医薬品を備蓄するものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項に規定する備蓄について、善良な管理者としての注意をもって管理することとする。

（ランニング備蓄）

第4条 乙は、自らが運営する墨田区医薬品・情報管理センター（以下「センター」という。）において管理及び供給している医薬品を、前条第1項に規定する災害用医薬品として取り扱うことができることとする。

（災害用医薬品の管理）

第5条 甲は、災害時に、乙、丙及び丁に対し必要な災害用医薬品の供給を要請するものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項に規定する甲の要請があった場合は、備蓄している災害用医薬品を供給するものとする。

3 前項に規定する災害用医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

（費用弁償）

第6条 甲は、第3条に定める備蓄に要する経費について負担する。

（契約）

第7条 第3条及び第4条に規定する備蓄の取扱いの詳細については、別途委託契約を締結することとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、令和4年4月1日からその効力を生ずるものとし、甲乙丙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区
代表者 墨田区長 山本 亨 印

乙 東京都墨田区向島一丁目27番5号
一般社団法人 墨田区薬剤師会
会 長 浅尾 一夫 印

丙 東京都墨田区横網二丁目1番11号
社会福祉法人 同愛記念病院財団
同愛記念病院 病院長 平野 美和 印

丁 東京都墨田区東向島二丁目27番1号
医療法人 白鳳会 東京曳舟病院
病 院 長 山本 保博 印

資料7：医薬品のリスト【協定書別紙】

	薬効分類	薬効	一般名	品目（参考商品名）	区必要 備蓄量 （全 体）	単 位
	（薬効分 類コード）					
1	催眠鎮静 剤・抗不 安剤	マイナートランキライザー	ジアゼパム	セルシン錠 2mg / ホリゾン錠 2mg	2,100	錠
2	(112)	マイナートランキライザー	ジアゼパム	ダイアップ坐薬 10mg	350	個
3		チエノトリアゾロジアセピン系睡 眠導入剤	プロチソラ ム	レンドルミンD錠 0.25mg	700	錠
4	精神神経 用 剤	チエノジアセピン系精神安定剤	エチソラム	デパス錠 0.5mg	1,400	錠
5	(117)	抗精神病、D ₂ ・5-HT ₂ 拮抗剤	リスペリド ン	リスパダール OD 錠 1mg	700	錠
6	解熱鎮痛 消炎剤 (114)	プロピオン酸系消炎鎮痛剤	ロキソプロ フェンナト リウム水和 物	ロキソニン錠 60mg	4,200	錠
7		フェニル酢酸系消炎鎮痛剤	シクロフェ ナックナト リウム	ポルタレンサポ（坐剤）50mg	1,050	個
8		アミノフェノール系解熱鎮痛剤	アセトアミ ノフェン	カロナール錠 200mg	4,200	錠
9		アミノフェノール系解熱鎮痛剤	アセトアミ ノフェン	アンヒバ坐剤小児用 100mg	1,050	錠
10		アミノフェノール系解熱鎮痛剤	アセトアミ ノフェン	アンヒバ坐剤小児用 200mg	1,050	錠
11	局所麻酔 薬(121)	アニリド系局所麻酔・不整脈治療 剤	リドカイン	キシロカインゼリー2%30mL	35	本
12	鎮 痙 剤 (124)	鎮痙四級アンモニウム塩	ブチルスコ ボラミン臭 化物	ブスコパン錠 10mg	700	錠
13	止 しゃ 剤・整腸 剤(231)	生菌製剤	酪酸菌	ミヤBM錠	7,000	錠
14	消化性潰 瘍 用 剤	プロトンポンプインヒビター	ランソプラ ゾール	タケプロン OD 錠 15mg	700	錠

15	(232)	胃炎・胃潰瘍治療剤	レバミピド	ムコスタ錠 100mg	3,500	錠	
16	下剤・浣腸剤 (235)	緩下剤	ピコスルファートナトリウム水和物	ラキソベロン内容液0.75%10 mL	70	本	
17		浣腸剤	グリセリン	(グリセリン浣腸液 50%) 60mL	70	本	
18		浣腸剤	グリセリン	(グリセリン浣腸液 50%) 40 mL	140	本	
19	その他の消化器官	ベンザミド系消化器機能異常治療剤	メトクロプラミド	プリンペラン錠 5mg	1,400	錠	
20	用薬 (239)	消化管運動改善剤	ドンペリドン	ナウゼリンドライシロップ 1% (分包 1g)	4,200	包	
21		消化管運動改善剤	ドンペリドン	ナウゼリン坐薬 30 mg	700	個	
22	強心剤 (211)	ジギタリス強心配糖体	ジゴキシシン	ジゴシン錠 0.125mg	700	錠	
23	利尿剤 (213)	ループ利尿薬	フロセミド	ラシックス錠 40mg	700	錠	
24	血圧降下剤 (214)	α 、 β -遮断剤	カルベジロール	アーチスト錠 10mg	700	錠	
25		アンギオテンシンII受容体拮抗剤	カンデサルタンシレキセチル	プロプレス錠 8mg	700	錠	
26		持続性Ca拮抗剤		ニフェジピン	アダラードCR錠 20 mg	700	錠
27				ニフェジピン	アダラードCR錠 40 mg	700	錠
28			高血圧・狭心症・不整脈・片頭痛治療剤	プロプラノロール塩酸塩	インデラル錠 10 mg	700	錠
29		血管拡張剤 (217)	ジヒドロピリジン系Ca拮抗剤	アムロジピンベシル酸塩	アムロジンOD錠 5mg	700	錠
30	冠動脈拡張剤		ニトログリセリン	ニトロペン舌下錠 0.3mg	700	錠	
31	冠動脈拡張剤		ニトログリセリン	ミリステープ 5mg	980	枚	

32	鎮咳剤 (222)	中枢性鎮咳薬	デキストロ メトルファ ン臭化水素 酸塩水和物	メジコン錠 15mg	700	錠
33	去たん剤 (223)	気道潤滑去痰剤	アンプロキ ソール塩酸 塩	ムコソルバン錠 15mg	700	錠
34	鎮咳去た ん 剤 (224)	中枢性鎮咳薬	チペピジン ヒペンズ酸 塩	アスベリン錠 10mg	700	錠
35	気管支拡 張 剤	キサンチン系気管支拡張剤	テオフィリ ン	ユニフィル LA 錠 100mg	700	錠
36	(225)	キサンチン系気管支拡張剤	テオフィリ ン	ユニフィル LA 錠 200mg	700	錠
37		気管支拡張β2-刺激剤	ツロブテロ ール	ホクナリンテープ 1mg	490	枚
38	その他の 呼吸器官 用 薬 (229)	口腔・咽喉感染予防剤	デカリニウ ム塩化物	SP トローチ 0.25mg 錠	8,400	錠
39	副腎ホル モン 剤 (245)	副腎皮質ホルモン	プレドニゾ ロン	プレドニゾン錠 5mg 「タケ ダ」	700	錠
40	糖尿病用 剤 (396)	ピグアナイト系経口血糖降下剤	メトホルミ ン塩酸塩錠	メトグルコ錠 250mg	700	錠
41		インスリン抵抗性改善血糖降下剤	ピオグリタ ゾン塩酸塩	アクトス OD 錠 15mg	700	錠
42	血液凝固 阻 止 剤	抗凝血剤	ワルファリ ンカリウム	ワーファリン錠 0.5mg	700	錠
43	(333)			ワーファリン錠 5mg	700	錠
44	その他の 血液・体 液 用 薬 (339)	サリチル酸計解熱鎮痛・抗血小板 剤	アスピリン	バイアスピリン錠 100mg	3,500	錠
45	血液代用 剤 (331)	等張液	生理食塩液	(生理食塩液 100mL) 大塚	700	瓶
46				(生理食塩液 20mL) 大塚	700	管
47	アレルギー ー 用 薬	抗ヒスタミン薬	クロルフェ ニラミンマ	ポララミン錠 2mg	7,000	錠

	(441,449)		レイン酸塩			
48		アレルギー性疾患治療剤	エピナスチン塩酸塩	アレジオン錠 10mg	700	錠
49	グラム陽性・陰性菌に作用するもの	セフェム系抗生物質（第三世代）	セフカベンピボキシル塩酸塩水和物	フロモックス錠 100mg	700	錠
50	(613)	セフェム系抗生物質（第三世代）	セフカベンピボキシル塩酸塩水和物	フロモックス小児用細粒 100mg（分包0.5g）	840	包
51	グラム陽性菌、マ	マクロライド系抗生物質	クラリスロマイシン	クラリシッド錠 200mg / クラリス錠 200mg	700	錠
52	イコプラズマに作用するもの(614)	15員環マクロライド系抗生物質	アジスロマイシン水和物	ジスロマック細粒小児用 10%（分包1g）	420	包
53	合成抗菌剤(624)	ニューキノロン系抗菌剤	レボフロキサシン水和物	クラビット錠 500mg	700	錠
54	眼科用材(131)	アレルギー性疾患治療剤	フルオロメトロン	フルメトロン点眼液 0.1% (5ml)	70	本
55		眼科領域における表面麻酔	オキシブプロカイン塩酸塩	ベノキシール点眼 0.4% (5ml)	70	本
56		眼瞼炎、涙嚢炎、麦粒腫、結膜炎、瞼板腺炎、角膜炎	オフロキサシン	タリビット眼軟膏 0.3% (3.5g)	700	本
57		ニューキノロン系抗菌剤	レボフロキサシン水和物	クラビット点眼液 0.5% (5mL)	700	本
58		副交感神経刺激・縮瞳	ピロカルピン塩酸塩	サンピロ点眼液 2% (5mL)	700	本
59	(263) 化膿性疾	アミノグリコシド系抗生物質	ゲンタマイシン硫酸塩	ゲンタシン軟膏 / クリーム 0.1% (10g)	1,400	本
60	患用剤	アミノグリコシド系抗生物質	フラジオマイシン硫酸塩	ソフラチュール貼付剤 10cm	3,500	枚
61	消炎剤	副腎皮質ホルモン・抗生物質配合	ベタメタゾ	リンデロン-VG 軟膏 / クリー	700	本

	(264) 鎮痛・鎮痒・収斂	剤	ン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩	△0.12% (5g)		
62		消炎剤	アズレン	アズノール軟膏 0.033% (20g)	700	本
63		インドール酢酸系解熱消炎鎮痛剤	インドメタシン	インテバンクリーム 1% (25g)	700	本
64	防疫用殺菌消毒剤 (261) 外皮用殺菌消毒剤 (732)	殺菌消毒剤	スルファジアジン銀	ゲーバンクリーム 100g	35	本
			消毒用エタノール	消毒用エタノール「マルイシ」 500mL	7	本
			クロロヘキシジングルコン酸塩	0.05W/V % マスキング水 500mL	7	本
			ポピドンヨード液	イソジン液 10%	21	本
			オスバン	オスバンS (10%) 600 mL	7	本
			ベンザルコニウム塩化物液綿棒	スクワプスティックベンザルコニウム	700	本

No. _____

様式3

医薬品等発注書 (F A X)

_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 送付

送 付 者 (医 薬 品 等 納 品 先)			
名 称	<input type="checkbox"/> 医療救護所 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 災害薬事センター <input type="checkbox"/> その他		
所 在 地	〒 _____		
T E L		F A X	
Eメール	_____		
ふりがな	_____		
担 当 者	納品希望日		年 _____ 月 _____ 日



送 付 先			
医薬品卸 等名称	<input type="checkbox"/> アフレック <input type="checkbox"/> スリケン <input type="checkbox"/> 東邦薬品 <input type="checkbox"/> パイセイ <input type="checkbox"/> その他 (_____)		支店等 名称
			<input type="checkbox"/> 支 店 <input type="checkbox"/> 営業所

No.	医薬品等名称	剤 形	規 格	発注数量	備 考
例	カロナール	錠	200mg	500T	【記載例】
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

※ F A X 送信後、送付先に電話連絡して到達を確認すること。

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

墨田区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、墨田区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の供給について、医薬品等調達協力要請書（様式1）により協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、口頭等によっても行うことができる。

（要請に対する報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、調達の可否について甲に報告する。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）医療器具
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲が指定するもの

（費用負担）

第5条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該費用のうち医薬品等の代金に係る費用は、災害発生時の直前における価格を基準として適正な額と認められる範囲内で負担するものとする。

（費用の支払）

第6条 乙は、供給の終了後、前項の費用について精算し、医薬品等調達協力費用請求書（様式2）により甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書の受領後、遅滞なくその支払をするものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第 8 条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 9 月 18 日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
墨田区
代表者 墨田区長 山崎 昇 印

乙 所在地
代表者氏名 印

様式 1

医薬品等調達協力要請書

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり協力を要請する。

1 納品日時

年 月 日 時 頃

2 納品場所

(緊急)医療救護所 (地区)

医薬品ストックセンター(地区)

その他 ()

3 医薬品等リスト

	名称 (商品名)	数量	単位	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

年 月 日

株式会社

支店

支店長

様

墨田区長名

※この災害用処方箋は医療救護所内の調剤所用です。

災害用処方せん

様式1

患者	氏名 (カタカナでの記載も可)	男・女	医療救護所等の名称・所在地	
	昭・平 ・西暦	年 月 日	処方医師が所属する医療支援チーム等の名称	
交付年月日		年 月 日	処方医師氏名	
処方せんの使用期間		交付の日を含めて4日以内		連絡先(スマートフォン・携帯電話番号等)
処方				
備考	患者連絡先(スマートフォン・携帯電話番号等)			
調剤済年月日	年 月 日	調剤した薬剤師氏名		
調剤所の名称所在地	<input type="checkbox"/> 医師がこの処方せんを発行した医療救護所等と同じ <input type="checkbox"/> その他(余白へ具体的に記載)	調剤した薬剤師の所属する薬剤師班等の名称	<input type="checkbox"/> _____ (都・道府・県 地区) 薬剤師班 <input type="checkbox"/> その他(余白へ具体的に記載)	

※ この書類は、調剤を行った場所(医療救護所の調剤所等)で保管してください。

様式 2 (栴テ)

医療救護所等	名称
	所在地

【災害用 緊急薬袋】

処方履歴が記入されています、
繰返しご使用願います。

おくすり袋

お名前

様

内用薬 処方履歴

月日	薬剤名	用 法			医 師 薬 劑 師	
/		1日	回	日分	朝 食前・食後 昼 食後2時間 夕 食後2時間 就寝前 () 時間毎	医・薬
		毎回	錠・包・カプセル	() ずつ服用		
/		1日	回	日分	朝 食前・食後 昼 食後2時間 夕 食後2時間 就寝前 () 時間毎	医・薬
		毎回	錠・包・カプセル	() ずつ服用		
/		1日	回	日分	朝 食前・食後 昼 食後2時間 夕 食後2時間 就寝前 () 時間毎	医・薬
		毎回	錠・包・カプセル	() ずつ服用		

※裏面に外用薬の処方履歴欄があります。

出典：薬剤師のための災害対策マニュアルを参考に作成

様式2(ウ)

ご注意事項

- 薬をお受け取りの際はお名前をお確かめのうえ、用法、用量に従って正しく服用ください。
- 用法に記された「食後」とは食後30分以内、「食前」とは食事前30分のことです。
「寝る前」とは寝る前30分のことです。
- 薬は湿気、高温、日光をさけて保存し、子供の手の届かない安全な場所で保管してください。
- 調剤後、長期間たった薬は、副作用や事故の原因となりますので使用しないでください。

外用薬 処方履歴

月日	薬剤名	用 法	医 師 薬 剤 師
/		うがい薬 坐薬 塗り薬 用法:	医・薬
/		うがい薬 坐薬 塗り薬 用法:	医・薬
/		うがい薬 坐薬 塗り薬 用法:	医・薬

※受診の際には医師・薬剤師にこのおくすり袋を提示してください。

出典：薬剤師のための災害対策マニュアル

災害時薬剤師班活動ガイドライン（初版）P71～72 より

資料12：緊急医療救護所に備えおく医療資器材等一覧

衛生資材（診断用具）				
1	聴診器 Wヘッド		2	個
2	アネロイド血圧計		2	
3	アネロイド血圧計小児用カフ		1	
4	テーラー式打診器		1	本
5	ペンライト 瞳孔ゲージ付		3	
6	電子体温計	テルモ ET-C230P	3	
7	舌圧子 ディスポ	200本 滅菌済	1	箱
8	パルスオキシメーター			
9	歯科用ミラー・ピンセットセット		30	包

衛生資材（外科用具）				
8	爪切り		1	本
9	とげぬき		2	
10	耳鏡 Spirit ファイバーオトスコープ	CK-939	1	組
11	万能ばさみ		5	本
12	ディスポピンセット	13cm有鉤 100本	2	箱
13	ディスポケミカルハサミ 両尖	両尖 11.5cm	50	本
14	ディスポ膿盆	100枚	2	箱
15	カップ入滅菌済み綿球	20mm 5球×20	2	
16	綿棒 両綿	200本×2	1	
17	ボニメッドスキンステープラワイド	6個	1	
18	ボニメッドステープリムーバー	10個	1	
19	ステリストリップスキンクロージャー	6本×10	5	

衛生材料（骨折用）					
20	メディシーネ（大）	25×100×830 6個	2	箱	
21	メディシーネ（中）	20×90×720 6個	3		
22	メディシーネ（小）	20×80×630 6個	5		
23	アルフェンス2号 腕用	1.5×50×400 6個	2		
24	アルフェンス8号 指用	厚1.0mm 12枚	1		
25	アルフェンス10号 指用	1.5×13×200 24枚	1		
26	ブランチューブSS	5×60cm 10個	2		
27	ブランチューブM	10×100cm 10個	2		
28	胸部ベルト(フリーサイズ)	バスト333	10		枚
29	ニッパー	ホーザンN-9-150	2		個

衛生材料（感染防止用）				
30	ディスポーザブルマスク	不織布 3層 50枚入	3	箱
31	ビニールエプロン ホワイト 袖無		100	枚
32	ディスポーザブルキャップ ゴム式	100枚	1	箱
33	ディスポーザブルガウン フリーサイズ	ポリプロ不織布 50枚	3	
34	フェイスシールドセット	フレーム1・スペア10枚	8	組
35	ディスポグローブ（ニトリル）S	100枚	4	箱
36	ディスポグローブ（ニトリル）M	100枚	4	
37	ディスポグローブ（ニトリル）L	100枚	4	

衛生材料（包帯・ガーゼ・テープ等）				
38	弾力包帯（ラバータイ）	7.5cm×4.5m 10巻	2	箱
39	弾力包帯（ラバータイ）	5cm×4.5m 10巻	2	
40	弾力包帯（ラバータイ）	10cm×4.5m 10巻	2	
41	弾力包帯（ラバータイ）	17.5cm×4.5m 10巻	2	
42	伸縮包帯 エルウェーブ2号	5cm×4.5m 6巻	4	
43	伸縮包帯 エルウェーブ3号	7.5cm×4.5m 6巻	4	
44	テーピングテープ	5cm×5m	2	巻
45	滅菌三角巾 L	105×105×150cm	20	個
46	ネット包帯 指用	8mm×25m	2	箱
47	ネット包帯 四肢用	16mm×25m	2	
48	ネット包帯 胴体用	75mm×25m	2	
49	救急包帯 アルデルム 大		30	本
50	救急包帯 アルデルム 小		30	
51	純綿包帯 耳付 3裂	9.3cm×9m	20	巻
52	純綿包帯 耳付 4裂	7.0cm×9m	20	
53	純綿包帯 耳付 5裂	5.6cm×9m	20	
54	救急包帯 多頭帯型 中		20	個
55	救急包帯 多頭帯型 小		20	
56	滅菌ガーゼ	30cm×30cm 150枚	7	箱
57	八折ガーゼ	7.5cm×14cm	1,000	枚
58	サージカルテープ	2.5cm×9m	20	巻
59	サージカルテープ	1.2cm×9m	20	
60	清浄綿	8×8cm 2つ折	200	枚
61	清浄綿 アルコールタイプ	4×8cm 2つ折	200	

62	滅菌タオル包帯 大		10	個
63	滅菌タオル包帯 小		10	
64	キズパワーパッド (バンドエイド)	普通 10枚	5	
65	キズパワーパッド (バンドエイド)	大きめ 6枚	5	
66	止血帯 (プラメタ)	30×300mm	4	
67	眼帯 FC眼帯セット		20	

雑品				
68	ペーパータオル	220×230mm 100枚	15	個
69	片面吸水ドレープ	90×90 cm 50枚	1	箱
70	紙おむつ (大人用) テープタイプ M	10枚	1	個
71	紙おむつ (小児用) テープタイプ M	42枚	1	
72	生理用ナプキン (昼用) 羽なし	30個	2	
73	生理用ナプキン (夜用) 羽なし	11個	2	
74	脱脂綿	100g	3	
75	瞬間冷却剤 ひえっぺ		30	
76	手洗い用ポリタンク 20L		1	
77	折り畳みバケツ 10L		2	
78	ディスポシート	100cm×50m	1	
79	救急アルミシート	125×225cm	50	
80	紙コップ 200ml	100個	3	
81	ポリ袋 70L	10枚	9	
82	ポリ袋 20L	10枚	9	
83	トラロープ	径9mm×長10m	6	
84	S字フック 耐荷重7kg	長80mm	15	個
85	懐中電灯 防水	単二電池×2個	6	
86	石鹼 固形	100g	9	
87	食品用ラップ	業務用 30cm×50m	6	
88	フェイスタオル 白		30	

事務用品				
89	ハサミ フィットカットカーブスマート		6	本
90	セロハンテープ	24mm×35m	3	
91	布梱包用テープ スコッチ	50mm×25m	3	巻
92	養生テープ 緑	50mm×25m	9	
93	ライティングシート	60×80cm 5シート巻	3	個

94	油性ボールペン 黒		30	本
95	油性マーカー ツイン(細/太) 黒		9	
96	画版 クリップボード A4サイズ 樹脂製		15	枚
97	マルチコピーペーパー 高白色 A4	500 枚	3	冊
98	ふせん ポストイット再生紙ノート	75×14mm 4冊	3	個
99	ふせん ポストイット再生紙ノート	75×100mm 10冊	3	
100	白板マーカー 中字 黒		6	本
101	白板マーカー 中字 赤		6	
102	白板マーカー 中字 青		6	

設営・運営物品等				
	ブルーシート			
	毛布			
	リヤカー			
	投光器			
	キャリーワゴン			
	災害用処方箋	基本情報記載あり	100	
	薬袋	50 袋		
	災害用カルテ			
	墨田区地図・防災マップ・ハザードマップ			
	コンタクトリスト			
	トリアージタグ	記載なし		
	翻訳機・モバイル wifi			

トリアージポスト物品				
	ブルーシート			
	カラーコーン			
	トリアージタグ	基本情報記載あり	200	
	油性ボールペン			
	のぼり旗			

No.

避難所等歯科口腔保健 標準アセスメント票（レベル2）日本歯科医師会統一版

※事前把握項目	避難所等の名称	市町村名	
	避難者等の人数 人（月日現在）	避難所等の責任者氏名	
	評価年月日 西暦 20 年 月 日	連絡先（電話等）	
※事前把握項目	評価時在所 避難者等の人数 人（AM/PM時現在）	情報収集法 <input type="checkbox"/> 実施した方法をすべてチェック <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> 責任者等からの聞き取り（役職・氏名： ） <input type="checkbox"/> 避難者等からの聞き取り（ 人程度） <input type="checkbox"/> 現場の観察 <input type="checkbox"/> 支援活動等を通じて把握 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	評価者氏名 職種		
	氏名： 所属： 職種：1 歯科医師 2 歯科衛生士 3 保健師・看護師 4 医師 5 その他（ ）		
項目	簡易評価	確認項目（※確認できれば数値や具体的内容を記載）	特記事項
(1) 特に口腔衛生に配慮が必要な対象者		a 乳幼児（就学前）（約 人 or %），不明 b 妊婦（約 人 or %），不明 c 高齢者（75歳以上）（約 人 or %），不明 d 障がい児者・要介護者（約 人 or %），不明 e 糖尿病等の有病者（約 人 or %），不明	
(2) 口腔清掃等の環境	(◎・○・△・×・ー)	a 歯磨き用の水 1 充足，2 不足*，3 不明*（具体的に： ） b 歯磨き等の場所 1 充足，2 不足*，3 不明*（具体的に： ）	
(3) 口腔清掃用具等の確保	(◎・○・△・×・ー)	a-1 歯ブラシ（成人用） 1 充足，2 不足（約 人分），3 不明 a-2 歯ブラシ（乳幼児用） 1 充足，2 不足（約 人分），3 不明 b 歯磨き剤 1 充足，2 不足（約 人分），3 不明 c うがい用コップ 1 充足，2 不足（約 人分），3 不明 d 義歯洗浄剤 1 充足，2 不足（約 人分），3 不明 e 義歯ケース 1 充足，2 不足（約 人分），3 不明 f その他（ ） 1 充足，2 不足（約 人分），3 不明	
(4) 口腔清掃状況	(◎・○・△・×・ー)	a 歯磨き 1 している，2 ほとんどしていない，3 不明 b 義歯清掃 1 している，2 ほとんどしていない，3 不明 c 乳幼児の介助 1 している，2 ほとんどしていない，3 不明 d 障がい児者・要介護者の介助 1 している，2 ほとんどしていない，3 不明	
(5) 歯や口の訴え・異常	(◎・○・△・×・ー)	a 痛みがある者 1 いる（約 人），2 確認できない b 食事等で不自由な者 1 いる（約 人），2 確認できない（義歯紛失、咀嚼や嚥下の機能低下等による） c 他の問題*がある者 1 いる（約 人），2 確認できない*（具体的に： ）	
(6) 歯科保健医療の確保	(◎・○・△・×・ー)	a 受診可能な近隣の歯科診療所・歯科救護所・仮設歯科診療所等 1 あり，2 ない，3 不明 b 巡回歯科チームの訪問 1-①あり（定期的），1-②あり（不定期） 2 ない，3 不明	
その他の問題	具体的に：		

※ 書ききれない情報や関連情報は、特記事項欄に記入してください。標準 Ver2.0
 ※ 簡易評価の定義：◎良好・問題なし、○ほぼ良好・ほぼ問題なし、△やや問題あり、×大いに問題あり、ー：不明
 (**県・**県歯科医師会)

資料14：墨田区災害医療救護者証

【職種による救護者証の色の区分】

種別	救護者証の色
医師	赤
歯科医師	赤
看護師	緑
歯科衛生士	緑
薬剤師	青
柔道整復師	紺
事務	黄
その他医療従事者	橙

墨田区災害医療コーディネーター設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう円滑な医療救護活動の統括及び調整を図るため、墨田区災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（身分）

第2条 コーディネーターは、墨田区災害対策本部災対保健衛生部に置くものとし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

（職務）

第3条 コーディネーターは、大規模な災害が発生した場合に、墨田区における次の職務に関し、統括及び調整を行うものとする。

- （1）医療救護班の活動に関すること。
- （2）医療情報の集約に関すること。
- （3）収容先医療機関の確保に関すること。
- （4）東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- （5）その他医療救護に関すること。

（委嘱）

第4条 コーディネーターは、災害医療及び墨田区における医療の実情に精通した経験豊富な医師の中から区長が委嘱する。

（任期）

第5条 コーディネーターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（定数）

第6条 コーディネーターの定数は、最大3人とする。

（勤務態様）

第7条 コーディネーターの勤務日及び勤務箇所は、福祉保健部保健衛生担当部長（以下「部長」という。）が定める。

(解職)

第8条 区長は、コーディネーターが次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により辞職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなくなったとき。
- (3) 職員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 事業の縮小又は予算の減少により廃職となったとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

(服務)

第9条 コーディネーターは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 部長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念すること。
- (2) 区の信用を傷つけ、又は不名誉な行為をしないこと。

(報酬及び費用弁償)

第10条 コーディネーターに対する報酬及び費用弁償は、墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年墨田区条例第21号)に基づき支給する。

(公務災害補償等)

第11条 コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号)等の定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から適用する。

資料16：墨田区災害歯科コーディネーター設置要綱

墨田区災害歯科コーディネーター設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、必要とされる歯科医療救護活動及び歯科保健活動が迅速かつ的確に提供されるよう統括及び調整を図るため、墨田区災害歯科コーディネーター（以下「歯科コーディネーター」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（身分）

第2条 歯科コーディネーターは、墨田区災害対策本部の災対保健衛生部に置くものとし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

（職務）

第3条 歯科コーディネーターは、大規模な災害が発生した場合に、墨田区における次の職務に関し、統括及び調整を行うものとする。

- （1） 墨田区災害医療コーディネーターを歯科医療救護活動においてサポートすること。
- （2） 地区歯科医療救護班の編成、派遣その他活動全般に関すること。
- （3） 東京都歯科医師会等との連絡調整に関すること。
- （4） その他歯科医療救護活動、歯科保健活動の統括に関すること。

（委嘱）

第4条 歯科コーディネーターは、墨田区における歯科医療の実情に精通した経験豊富な歯科医師の中から区長が委嘱する。

（任期）

第5条 歯科コーディネーターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（定数）

第6条 歯科コーディネーターの定数の上限は、設けない。

（勤務態様）

第7条 歯科コーディネーターの勤務日及び勤務箇所は、福祉保健部保健衛生担当部長（以下「部長」という。）が定める。

（解職）

第8条 区長は、歯科コーディネーターが次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、辞職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなくなったとき。
- (3) 職員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 事業の縮小又は予算の減少により廃職となったとき。
- (5) その他区長が必要と認めるとき。

(服務)

第9条 歯科コーディネーターは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 部長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念すること。
- (2) 区の信用を傷つけ、又は不名誉な行為をしないこと。

(報酬及び費用弁償)

第10条 歯科コーディネーターに対する報酬及び費用弁償は、墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第21号）に基づき支給する。

(公務災害補償等)

第11条 歯科コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）等の定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から適用する。

墨田区災害薬事コーディネーター設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、医療救護活動に必要とされる医薬品、医療資器材及び薬剤師による活動が迅速かつ的確に提供されるよう統括及び調整を図るため、墨田区災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（身分）

第2条 薬事コーディネーターは、墨田区災害対策本部の災対保健衛生部に置くものとし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

（職務）

第3条 薬事コーディネーターは、大規模な災害が発生した場合に、墨田区における次の職務に関し、統括及び調整を行うものとする。

- （1） 墨田区災害医療コーディネーターを薬事においてサポートすること。
- （2） 地区薬剤師班の編成、派遣その他活動全般に関すること。
- （3） 墨田区災害薬事センターの長としての医薬品の供給管理に関すること。
- （4） 区内の薬事関係者との連絡調整業務に関すること。

（委嘱）

第4条 薬事コーディネーターは、墨田区における薬事活動に精通した経験豊富な薬剤師の中から区長が委嘱する。

（任期）

第5条 薬事コーディネーターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（定数）

第6条 薬事コーディネーターの定数の上限は、設けない。

（勤務態様）

第7条 薬事コーディネーターの勤務日及び勤務箇所は、福祉保健部保健衛生担当部長（以下「部長」という。）が定める。

（解職）

第8条 区長は、薬事コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くこ

とができる。

- (1) 自己の都合により、辞職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなくなったとき。
- (3) 職員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 事業の縮小又は予算の減少により廃職となったとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

(服務)

第9条 薬事コーディネーターは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 部長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念すること。
- (2) 区の信用を傷つけ、又は不名誉な行為をしないこと。

(報酬及び費用弁償)

第10条 薬事コーディネーターに対する報酬及び費用弁償は、墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第21号）に基づき支給する。

(公務災害補償等)

第11条 薬事コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）等の定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から適用する。

資料18 東京都の参考資料

「災害時医療救護活動ガイドライン（平成30年3月）」（東京都福祉保健局）

「災害時における薬剤師班活動マニュアル（平成26年9月）」（東京都福祉保健局）

「災害時歯科医療救護活動ガイドライン（平成29年12月）」（東京都福祉保健局）